

六五八年にはセーロンに於けるポルトガル最後の城寨ジアフナパタム (Jaffnapata -
 目) を拔けり。次いで一六六四年には胡椒を産するマラバル海岸のポルトガル
 植民地を畧し、一六六九年には聖トメ (St. Thomé) 及びマカッサル (Macassar) よりポルト
 ガル人を驅逐せり。

オランダ植民地の滅亡は淺見なる其商業政策の結果なり。オランダ人の商業
 政策は元來香料貿易の独占を以て其基礎となし、終始確實なる經濟上の原理を缺
 けり。オランダ人は古代のフェニキア人に似て其商敵に殘虐を加へざりしも、ま
 たフェニキア人と異なりて其接觸する土人間に其文明を注入するをなさざり
 き。一七五八年イギリスの將クライヴ (Clive) は、水陸兵を進めてチンヌラー (Chin-
 nara) にオランダ人を撃ち、印度に於ける其上權を覆せり。一七九三年より一
 八一五年に亘るフランス大戦争に當り、イギリスはオランダより其東方植民地を
 奪へり。然れどもシアツは一八一六年再びオランダ人の手に歸し、スマトラは一
 八二四年にマラカと交換せられき。かくて今日にては印度に於てオランダ國旗
 の翻るを見ず、唯其當時のオランダ風に裝飾を施せし一種奇怪の家屋が、チンヌラ

、ネガバタン (Negapatam) ジアフナパタム (Jaffnapatam) コロマンデル (Coromandel) 及
 ビマラバル海岸諸港のイギリス市街中に散見し、旅客をして是等古植民地の溝渠
 と共に轉々ネデルランド (Netherland) の風景を想起せしむるあるのみ。

初めイギリス人は西北より印度に達せんとせるものにして、一四九六年ヘンリ
 ー七世 (Henry VII) は、ジョン・カボット (John Cabot) 及び其三子、其一人は有名なるセ
 バスチアン (Sebastian) なりに特許狀を與へ、西北航路探検のために二艘の船を艦せ
 しめたりしに、カボット父子は失敗し、却てニューファウンドランド (Newfoundland)
 を發見して、ラブラドル (Labrador) よりグリーンニア (Virginia) に至る亞米利加の海岸
 に沿うて航行せり。一五五三年不幸なるサー・ロニー・キルロービー (Sir Hugh Wil-
 loughby) は、ヨーロッパ、アジア兩州の北に沿ふ北氷洋を經由して航路を東北に開かん
 ことを企て、遂に其志を遂げずして死せしも、第二船長チャンセルロアは白海の一
 港即ち今のアルチアンゼン (Archangel) に達せり。此後一五七六年より一六一六年
 に至るまで、西北航路の發見を企てたるもの多し。而して是等の冒險者は近世地
 圖に不朽の名を遺せるフロビシヤル (Frobisher) デヴィス (Davis) ハドソン (Hudson) 及び

バティン (Batin) 等なり。一五七七年サーフランシス・ドレーク (Sir Francis Drake) は地球を周航し、歸途モルッカ島の一島テルナータ (Ternate) に至りしが、此島の王は領内に産する丁子を悉くイギリス人に給することを諾せり。初めて印度に到着したりと稱せらるるイギリス人は、サルセットに於ける耶蘇會の統理トーマス・スチーブンス (Thomas Stephens) にして、實に一五七九年なり。一五八三年イギリス商ラルフ・フイチ (Ralph Fitch)、シエームス・ニューベリー (James Newberry) 及びリーズ (Leedes) の三人は、商業的探險者として陸路印度に赴けり。然るに猜忌なるポルトガル人は是等のイギリス商をオルムズ (Ormuz) の獄に投じ、復た是をゴアに幽せり。ニューベリーは遂にゴアに於ける商店の主人となり、リーズはモグル帝に仕へ、フイチは長くセーロン、ベグシヤム、マラッカ及び東印度の他諸地方を游歴してイギリスにかへれり。一五八八年イスパニア及びポルトガルの合併國が、イギリスを撃たんがために送れる必勝艦隊の敗北ありてより、イギリスの航海通商は頓に振ひ、一五九六年コルネリウス・ホウトマンの航海功を奏したる後は、グード・ホープ岬を周航して、従來ポルトガル人の獨占せし東印度に達し得るに至れり。

イギリス東印度會社はロンドンとアムステルダムとの商業競争より起りたるものとす。一五九九年オランダ人はイギリスに對して、胡椒一封につき三志を六志乃至八志に値上せり。是に於てロンドンの諸商は同年九月二十二日を以てフアウンダース・ホール (Founders' Hall) に會し、市長を會長として印度と直接の貿易を開かんがために一會社を創立するに決せり。時にエリザベス女王またサー・ジョン・ミルデンホール (Sir John Mildenhall) をして、コンスタンチノーブル (Constantinople) を經てモスクル帝の許に至らしめ、イギリス會社のために特權の附與を乞はしめぬ。一六〇〇年十二月三十一日、イギリス東印度會社は女王の特許狀を得てロンドン東印度貿易會社 (The Governor and Company of Merchants of London trading to the East Indies) の名稱を以て成立せられたり。東印度會社は其初僅かに百二十五人の株主を有し、其資本また七十萬圓に過ぎざりしが、一六一二年其資本額増加して四百萬圓に達せり。其後一六三五年アッサダ商賈 (The Assada Merchants) の異名あるコーテン組合 (Courten's Association) 成りしが、激烈なる競争を試みたる後、遂に一六五〇年ロンドン會社に合併せり。一六五五年商業冒險會社 (Company of Merchant Adventurers) は印

度貿易の特許状をクロムエル (Cromwell) に得しも、是れまた二年にしてロンドン會社に合併せり。其後有力なる競争會社たる東印度貿易會社 (General Society trading to the East Indies) [即ちイギリス會社 (English Company)] 起り、二千萬圓の資本を以て一六九八年有力なる保護者の後援を得て創立の式を擧げぬ。されどゴドルフイ (Godolphin) 卿の調停成り、ロンドン會社とイギリス會社とは遂に一七〇九年を以て合併し、社名をイギリス東印度貿易會社 (The United Company of Merchants of England Trading to the East Indies) と稱せり。

東方に航せし最初のイギリス船は印度群島を以て其目途とせり。船長ランカスター (Captain Lancaster) は一六〇二年ロンドン會社の初航海に、アチン (Achin) の王と通商上の關係を結び、バンダムに貿易館を創立せり。翌一六〇三年胡椒及び香料の船貨はスマトラ、モルッカ、バンダ、アムボイナ及びバンダムよりイギリスに直輸入せられぬ。猜忌心深きポルトガル人は當時尙ほ印度の西海岸に覇權を振ひ、兵力を以てイギリス人の侵入を拒めり。一六一一年サー・ヘンリー・ミッドルトン (Sir Henry Middleton) はポルトガル人の反抗に拘はらず、カムペーに於て印度の貨物を船

に積めり。一六一五年ポムペー海岸のタプチ (Tape) 河口附近にてイワルウィー (swally) の海戦起りしが、此時船長ベスト (Captain Best) は四たびポルトガルの大軍を撃ちて是を却け、永久土人をしてイギリス人の勇敢に敬服せしめぬ。同年サー・トーマス・ロー (Sir Thomas Roe) は、ジェームス一世 (James I) の公使としてシアハンキルの朝に至り、イギリス貿易のために好意の特許を得たり。

香料諸島のオランダ人は印度のポルトガル人に比してイギリス人に危険なる敵なりき。イギリス人の心に銘するアムボイナの虐殺は、オランダ人が東方に於てイギリス人を憎むこと最も甚しかりしを證するものとす。多年の衝突の後、オランダ人は一六二三年二月を以て、イギリスの船長タワーソン (Towerson) 及びイギリス人九人、日本人九人、ポルトガル人一人をアムボイナに捕へ、是を残酷なる拷問に處し、然る後其罪を數へてオランダ守備兵を襲撃するの陰謀を企てたりとなし、残酷なる死刑に處せり。イギリス本國にては是を聞きて大に憤怒し、遂に委員を擧げて之を調査せしが、其結果オランダ人は賠償として遭難イギリス會社員の遺族に三萬六千五百五十圓を拂へり。然れども此時よりオランダ人はバンダ (Banda)

及び香料諸島の主權を握り、一七九三年の大海戦まで印度群島の全貿易を獨占するに至れり。

アムボイナ屠殺の結果は、イギリス人を香料諸島より印度本州に逐へり。イギリス人最初の殖民地は、ロマンデル海岸にありて、其代理店は一六一一年已にマヌリパタム(Masulipatam)に創立せられしか、一六三二年に至り、コルコンダのヌルタンの命令によりて商館となれり。是より先き一六二六年十二門の巨砲を備へ、二十三人の書記を役せるイギリス商館はまたアルマガオン(Armagao)今のネルロール(Nellore)縣にありに創立せられぬ。其後一六三九年アルマガオンの首長ミスター・フランシス・デー(Mr. Francis Day)は、チアンドラギリ(Chandragiri)のラシアより、マダラスパタム(Madraspatam)若しくはチエンパタム(Chennapatam)と云へる海岸の好地所を購ひて聖ゼオルヂ(St. George)城を築き、マドラスの創始者となれり。マドラスは印度に於けるロンドン會社の初めて所有せし土地にして、一時シアワに於けるバクタムのイギリス商館に屬せしも、一六五三年に至りて獨立政廳を開けり。

印度の西海岸に於てスラト(Suhat)は多年イギリス貿易の根據なりき。イギリ

ス人は一六一二年より一六一五年に至る間に、スラトに一商館を設立し、ゴグラ(Gogra)アーマダバド及びカムペーに其代理店を置けり。是れ即ちスワルリーの海戦にポルトガル人を破りたる最初の結果なりとす。此時に當りスラトはモグル帝國の要港にして、北印度とヨーロッパとの貿易はすべて是を經由して行はれたりき。一六六一年ポルトガルはチャールズ二世(Charles II)の妃ブラガンザ(Braganza)家のカザリン(Catherine)の粧資としてボムベー島をイギリス王に讓與せり。然れども其後一六六五年まで實際是を交付せざりき。一六六八年チャールズ二世は年々百圓を徴するの約を以てボムベーに關する其權利を東印度會社に賣れり。當時ボムベーの市府はポルトガル古城寨の管轄下にありし一漁村にして、其健康に適せざる地なるを以て有名なりしが、幸に其島にあるよりしてマラタ騎兵の侵掠を免るるの利ありき。一六六三年スラトはマラタ將シヴジの掠奪に遭へり故にイギリスは其政廳をスラトよりボムベーに移すを以て良策なりとし、乃ち一六八五年令を發し、其後二年(一六八七年)にして是を遂行せり。

イギリス人のベンガルに殖民せしは稍後の事にして、其殖民の初めにはマドラ

ス若しくはボムベールに比し有望ならざりき。スラト商館の小代理店は二六二〇年アジメル、アグラ及びバトナに設けられしが、而かもベンガル海濱に代理店を置くの許可を得たるは其後一六三四年なり。此年イギリス會社はベンガルに於て貿易するの許可をモグル帝に得しが、其船は單にオリッサのビブリー (Pipli) に至りしのみ。ビブリーは海岸埋没せしがため、今や其真在所を臆測し得るに過ぎず。下ベンガルに於けるフグリ (Hugli) の商館は一六四〇年にまたオリッサに於けるバラソール (Balasore) の商館は一六四二年に設立せられたるものなり。其後三年(一六四五)にして外科醫ガブリエルブローントン (Gabriel Broughton) は、其功勞に對する報酬として、ベンガルのイギリス會社に貿易の除外特權をシアー・シアハンより得たり。一六八一一年ベンガルのイギリス商館はマドラスより分離し、ヘッジス (Hedges) はベンガル灣の會社事務及びカシムバザル (Cashimbazar) バトナ、バラソール、マルダー (Malda) 及びダカ (Dacca) 附屬商館の管理者に擧げられぬ。然れどもイギリス人はマドラス及びボムベールに於けるが如く、ベンガルにも其土地を有せざりき。故に繁華なる市府の中央にありし其小殖民地は、地方總督の敬意若しくは羨心のために損害

を被ふりしこと屢なり。一六八六年ベンガルのナワブ (Nawab) たるシアイスタカ (Shaista Khan) は、領内のイギリス商館を悉く沒收するの命令を發せり。是に於てフグリの諸商人は其頭領ジョブ・カルノック (Job Charnock) に隨ひて、フグリ河を下ること約十二里當時濕地の一村(今のカルカッタの北部)に過ぎざりしスタナチ (Satyapuri) に却けり。イギリス人はスタナチにキルリアム城の基を開き、一七〇〇年アウラングゼンの子アジム (Azim) 公子よりスタナチ、カリカタ (Kolkata) 及びゴヴィンダプル (Govindpur) の三村落を購へり、近世のカルカッタは即ち是等村落の合併して成りたるものとす。

イギリスは一六八九年、印度に土地所有權を獲得して其權力を植へ、由て以てモグル人及びマラタ人の壓制に抗せんと決せり。是に於て印度の會社員に下の如き令を發しぬ。曰く、「吾等の注意すべき問題は貿易及び歳入の増加なり、故に吾等是不慮の事變が吾等の貿易を阻害するを防がんがために、吾等の勢力を養はざるべからず、即ち吾等は印度に於て一國民たらざるべからず」と。此趣意よりしてサー・ジョン・チャイルド (Sir John Child) を印度總督 (Governor-General and Admiral of India)

に任じ、會社の所有を安全にせんがために、是に宣戰講和の全權を附與せり。

ポルトガル人は未だ曾て大商會の創立を企てたることなく、其東方貿易は王室の獨占事業なりき。故に私立會社は一六〇〇年の創立にかかるイギリス東印度會社を以て始となす。此後僅かに二年〔一六〇二年〕にしてオランダまたは是に倣へり。されどオランダは印度征服を行ふに國家の名を以てし、是を國民的殖民地となして私人的所有物となさず。オランダに次げるはフランスなり、フランスの第一東印度會社は一六〇四年に成り、第二の會社は一六一一年第三の會社は一六一五年、第四の會社リシエリエー(Richelieu)の創立にかかるは一六四二年、第五の會社「コルベル(Colbert)の創立にかかるは一六四四年に成れり。第六の會社は一七一九年フランス東西印度會社(French East and West India)セネガル(Senegal)會社及び支那會社の合併して成りたるものにして、其社名を印度會社(The Company of the Indies)とすへり。一七六九年フランス王は令を發して印度會社の除外特權を停止し、一七九〇年國民議會(National Assembly)は全然會社を廢止せり。デンマルクの第一東印度會社は一六一二年に、また第二の會社は一六七〇年に成れり。トランケバル

(Tranquebar)及びセラムプル(Seramper)のチネマルク殖民地は共に一六一六年に起りしが、其後一八四五イギリスは是をデンマルクより購ひて其有となせり。印度本州に於ける他のデンマルク殖民地は、ポルトンブ(Poto Novo)、エドボ(Eddova)及びホルチエリ(Holcheri)マラバル海岸にありなり。一六九五年スコットランド人の起せし會社は、已に一たび倒れて此時再び起りたるものと認め得べし。王立フィリッピン群島會社は、一七九三年イスパニア王の起せしものなるが、印度とは殆ど何等の關係なかりき。フィリッピン群島會社に比して重要なるは、一七二三年アウストリア帝カルル六世(Karl VI)の起せしオストインド會社にして、其代理商は主もにイギリス、オランダ諸會社の事務に與かりしものとす。然るにイギリス海上權の壓迫は、アウストリア帝をして遂に一七二七年、七年間會社の特許を停止するの已むを得ざるに至らしめぬ。是に於てオストインド會社は、東印度貿易に與らんとせしアウストリア政府の野心のために覺束なくも存在したる後、遂に一七八四年を以て破産せり。印度の海上貿易に加はりし最後のヨーロッパ國民はスウェーデンとプロシアとなり。オストインド會社の特許停止せらるるや、其事務員の多數職業

を失ひしかば、ストックホルム(Stockholm)のハインリッヒ・ケーニンゲン(Heinrich Köning)是を見て、一七三一年六月十三日スウェーデン會社を起せり。されど其行動殆ど記するに足るものなし。普魯西亞のフリードリッヒ大王(Friedrich II)は一七五〇年及び一七五三年に、東方貿易を目的とする二會社を保護せり。

以上已に述べたるが如く、印度貿易はヨーロッパ諸國民の多數が、前後四百年間互に其分捕を争ひし好餌にして、印度帝國創建の夢は偉大なる幾多のヨーロッパ諸國王を誘惑せし所なり。然るに是等多數競争者の間にありて、能く最後の勝利を得たるものはイギリス東印度會社なりとす。思ふにポルトガル人及びイスパニア人は印度を以て第二のペル(Peru)とし、然れざれば掠奪及び宗教を弘むべき新世界としたるならん。和蘭人より見れば印度は其大市場なりしが、而かも其貿易の利益は嚴重なる國民の獨占にして、一箇人のためには殆ど經營畫策の餘地なきものなりき。フランス人は印度を以て利益ある陰謀の舞臺とし、是によりて其名聲を輝すべしとなせり、然れども結局不幸なる名聲と無實なる結果とを齎せしのみ。英國會社の手段は他に比して華美ならざりしも確實なりき。會社は其初め嚴格

なる自衛を守り、印度征服の計畫に着手する前、其國に關する知識を蓄積せり、然るにモザル帝國瓦解してイギリス人印度を去るべきか、若しくは是を支配すべきか二者必ず其一を擇ばざるべからざるに至り、遂に斷乎として其意を決し、爾後屢々難災厄に遭ひしも一毫其志を動かさず、危機一髪の際能く東印度會社をして常に失敗することなからしめぬ。

第四十一章 イギリス領印度の建設 一七四六一一八〇五年

イギリスが如何に印度の人民を統治せしかは、中古史中に述べたるイスラム教時代の印度と今日の印度とを比較せば最も明瞭ならん。然れども是の如き比較はもと此書の範圍外に屬するが故に、爰にはたゞ印度に於けるイギリス統治の基礎を固めたる事實の大要を叙するに止めん。

年表 クライヴよりランスダウン侯に至る

東印度會社時代のイギリス知事及び總督

(一七五八一—一八五八)

知事

- 一七五八 クライヴ(Clive)大佐後にクライヴ卿
- 一七六〇 ホルヘル(J.N.Holwell)〔代〕
- 一七六〇 ヴンシタターイ(H.Vansitart)
- 一七六四 シオンズペンサー(John Spencer)〔代〕
- 一七六五 クライヴ卿再任
- 一七六七 ハルリー・ヘアルスト(Harry Vereist)
- 一七六九 シオン・カルテアー(John Cartier)
- 一七七二 ワルレン・ハステイングス(Warren Hastings)

總督

- 一七七四 ワルレン・ハステイングス
- 一七八五 シオン・マクファーレン(John Macpherson)〔代〕
- 一七八六 コルンウォーリス(Cornwallis)伯後にコルンウォーリス侯
- 一七九三 シオン・ショーマ(John Shore)男〔ヘーニャムス(Teignmouth)卿〕

- 一七九八 アリアー・クラーク(Alfred Clarke)〔代〕
- 一七九八 モルニントン(Mornington)伯〔ヘンリー・ウェルズレー侯〕
- 一八〇五 コルンウォーリス侯再任
- 一八〇五 シンチ・バルロー(George Barlow)男〔代〕
- 一八〇七 ミントー(Minto)卿後にミンター伯
- 一八一三 モイラ(Moira)伯〔ハステイングス侯〕
- 一八二三 シン・アダム(John Adam)〔代〕
- 一八二三 アムハルスト(Amherst)卿後にアムハルスト伯
- 一八二八 キルリアム・バッターウォルズ・ブーリー(Wm.Butterworth Bayley)〔代〕
- 一八二八 キルリアム・カニンギン・ペンチン(William Cavendish Bentinck)卿
- 一八三五 チャールズ・メトカルフ(Charles Metcalfe)〔後にメトカルフ卿〕
- 一八三六 オークランド(Auckland)卿後にオークランド伯
- 一八四二 エルレンボロー(Ellenborough)卿後にエルレンボロー伯
- 一八四四 ヘンリー・ハーディング(Henry Hardinge)男後にハーディング子

- 一八四八 ダルフウシイ (Dallouzie) 伯後にダルフウシイ侯
- 一八五六 カンニング (Canning) 子後にカンニング伯
- 一八五八 カンニング伯
- 一八六二 エルギン (Elgin) 伯
- 一八六三 ロバート・ナピアー (Robert Napier) [後にマギダラ (Magdala) のナピアー卿(代理)]
- 一八六三 キルリアト・デニン (William Denison) [代理]
- 一八六四 ジオン・ローレンス (John Lawrence) 男 [ローレンス卿]
- 一八六九 メーヨー (Mayo) 伯
- 一八七二 ジョン・ストラチー (John Strachey) [代理]
- 一八七二 マーチスタウン (Merchistown) のナピアー卿(代理)
- 一八七二 ノールスブルック (Northbrook) 卿後にノールスブルック伯
- 一八七六 リットン (Lytton) 卿後にリットン伯
- 一八八〇 リボン (Ripon) 侯

- 一八八四 ツッファリン (Dufferin) 伯後にツッファリン及びアヴ (Ava) 侯
- 一八八八 ランスダウン (Lansdowne) 侯

印度に於けるイギリスの政治史は、十八世紀中カルナチクに於けるイギリス、フランスの戦争に始まる。クライブの初めて其名を顯はせしはマドラスのアルコト戦争にして、フランスの長へに印度帝國創建の夢を破られしもまたマドラス領のワンヂワシ (Wandivash) に於てなりき。聖シルヂ城(即ちマドラス)は前已に述べたるが如く、一六三九年フランスス・デーの築く所にかかり、イギリス人の初めて印度に得たる土地なりとす。ポンヂシェリ (Pondicherry) のフランス殖民地はコロマデル海岸を下ること約四十里の所にありて、一六七四年に起り、多年イギリスフランス兩國人は土地に對する野心なく、相並びて貿易に従事したりき。

一七〇七年モグル帝アウラングゼブ死して、南印度は漸次デリーの羈絆を脱せしが、デカンにてはニザム・ウルムルク世襲王朝を創建し、其首府をハイダラバドに置き、全印度に有名無實なる號令を行へり。カルナチク(中部高原とベンガル灣との間の低地)にはニザムの一代理者アルコト (Arcot) のナワブありて是を支配し、後

年に至りて世襲的君權を得たり。カルナタクの南にはトリチノポリ (Trichinopoly) ありてヒンヅラシアの首府なりき。タンジール (Tanjore) にはマラタの首領シワジの苗裔ありて印度王國を形成せり。内地にてはミンルは漸次其勢力を増して第三の印度王國となりしが、此間ベンガル (Bengal) 若しくはナヤク (Nayak) と呼はれたる地方的諸會長は、半ば獨立して衛城山寨に據りき。是等の會長は古印度王國ギジャナガルの封建諸會長の後にして其多數は一五六五年其王國の滅亡後不時に貢を納れて實際的獨立を維持しつゝありしものなりとす。

以上述べたる所は一七四三年イギリス、フランス兩國がヨーロッパに於て戰を交えし時の南印度の状態なりとす。當時デュプレクス (Duplex) はポンヂシエリのフランス知事にして、年少なるクライヴはマドラスなるイギリス東印度會社の書記なりき。イギリスの艦隊は初めてコロマンデルの海岸に現はれしが、思慮深きデュプレクスはアルコトのナワブをしてイギリス、フランス兩國の間に仲裁する所あらしめ、由て以て戰爭の破裂を防遏せり。然るに一七四六年ラブルドンネー (Bourdonnais) がフランスの艦隊を率ゐて印度に着し、殆ど一兵に勵らずしてマドラ

スを降すや、イギリスの殖民地は聖デキット (St. David) 城を殘すのみとなれり。聖デキット城はポンヂシエリの南二三里にありて、クライヴ及び其他二三の人々の難を避けたる所なりとす。此時アルコトのナワブは公平なる政策を執り、マドラスよりフランス人を驅逐せんがために一万の兵を率ゐて進軍せしが、却て敵軍の破る所となれり。一七八四年提督ボスカウエン (Boscawen) イギリスの艦隊を率ゐて印度に着し、ポンヂシエリ包圍を企てしが、此間に少佐ローレンスは陸兵を督して是に協力せり。イギリス、フランスの戰爭は佛の勝利に歸せしも、全年エーラシヤペル (Aix-la-Chapelle) の條約成りてイギリスはマドラスを恢復しぬ。

第一イギリス、フランス戰爭は單にヨーロッパに於ける大紛争の餘波なりしが、第二戰爭は是に反して印度に於ける政治的紛争是が原因をなせしものとす。是より先きデュプレクスはフランス軍の成功容易なりしを見て、イスラム教權力の背後に佛帝國を創建するの大望を起せしが、恰かもよしハイダラバド及びアルコトの王族間に王位繼承に關する争論起れり。デュプレクス乃ち是に乗じて其兩王位に登るべきものを指名し、一時全南印度に其權力を振へり。思ふに其思慮の大膽と

東方外交に関する知識とに至ては、當時能くデブレンスに比敵するものなかりしならん。然れどもデブレンスはもと軍人にあらざるに、其敵手クライヴは是に反して天成の軍人なりき。マドラスのイギリス人はデブレンスの擁立せし王に抗して他の候補者をアルコトの王位に擬せり、ムハムマドアリ〔二〕にワラジヤール〔三〕(Warajal)即ち是なり。

南印度に起れるイギリス、フランス戦争に關して最も精細に記述せしものはオルム(Orme)なり。其内殊に著しきものは一七五一年クライヴがアルコトを陥れまた是を守りたる條なりとす。此勇敢なる功業はブラッシー(Pleasey)の戦争にも交してイギリス人の勇名を全印度に弘めぬ。此後幾許もなくクライヴは健康を害してイギリス本國にかへりしが、而かも戦争は尙ほ數年間繼續せり。要するにイギリスの勢力はカルナチク〔即ちマドラス海岸〕に振ひ、其擁立にかかるムハムマドアリはアルコトに在りて其地位を維持せしもフランス人は南印度の内地に優勢を占め、また北シルカル(Circars)といへる海岸地方を領せり。

最後のイギリス、フランス戦争は一七六〇年に起れり。此年クート大佐(Colonel

Coot)〔後のサー・エイル(Sir Eyre)〕はフランス將ラリール(Lally)とワンデワシに戦ひて勝ち進んでボンヂシエリを圍み、一七六一年一月遂に是を抜けり。後數月にしてギンヂ(Gingy)〔Gingy〕の山寨もまた降りぬ。オルムの言によれば此戦はヨーロッパに於けるイギリス、フランス二國の敵視を限止せるものにして、是よりフランスの國旗は影を止めざるに至れりと。

此間にイギリス軍勝利の風説はクライヴの名聲と共に下ベンガルに傳はれり。一七〇七年アウラングゼブの死せしとき、下ベンガルのナワブはムルシドクリカーン(Murshid Ali Khan)〔ヨーロッパの歴史にはシアファルカーン(Jafar Khan)とも云ふ〕なりき。ムルシドクリカーンはもと婆羅門にして、後ベルシアに奴隸たりしかば、宗教的感觸と印度人の統治的才能とを併せ有しぬ。此の時に至るまで下ベンガルの首府は、印度帝國の東境ダカに在りて、ポルトガル及びアラカン(Arakan)人〔マグ(Mag)人〕の侵掠容易ならざりしが、ムルシドクリカーンは其都城を當時ガンガ貿易の河港たりしカシムバザル(Kasimbazar)に隣るムルシダバド(Murshidabad)に遷せり。時にイギリス、フランス、オランダの三國は各カシムバザル并びにダカ、パトナ及び

マダガスカル(Madag)に其の商館を有したる。然れどもイギリスはカルカッタを以て、フランスはシマンダルナガル(Chanderanagar)を以て、オランダはチンストラ(Chinsurah)を以て其根據地となせり。是等の三市府はゴウリ河の下流船舶の通じ得べき所にありて、互に相距ること遠からざるものとす。ムルシドクリカンは二十一年間下ベンガルを支配し、後其統治權を義子及び孫に傳へしが、一七四〇年に至り、最後のベンガル大ナワブたるアリエルデカン(Ali Verdi King)其位を篡奪せり。アリエルデカンの世、マラタ騎兵はベンガル地方に入寇し、カルカッタの住民は一七四二年今日のマラタ族を撃つ許可を得たりき。

アリエルデカンは一七五六年を以て死し、其孫シラヂウドダウラ(Siraj-ud-daula)「スラジアドウラ」(Siraj-ud-Dowla)十八歳にして其職を継ぎしが、其暴行のために二ヶ月にしてイギリス人と隙を生ぜり。シラヂは復讐を恐れて脱走せし其一族を追ひて大軍をカルカッタに進めしに、此時多数のイギリス人は船にて河を下り、残れるものは一時防戦の後遂に降服し、夜間獄舎に投ぜられたり。此獄舎は即ちキルリアム城の營倉にして、十八尺平方の一室に鉄格子の窓僅かに二箇を有する

のみ、是れ實に當時にありてはイギリス守備隊の通常の獄舎なりき。ナワブは豫め其結果如何を知らざりしならんも、炎熱燒くが如き六月の候、此種の獄舎にあるはイギリス人にとりて堪ふる所にあらず。傳へいふ、翌朝獄舎の戸を開きしとき、百四十六人の男女中僅かに二十三人の生者ありしのみなりと。

此悲報の傳はりしとき、恰かもクライヴはマドラスにかへりきたれり。マドラスは當時またワトソン(Watson)の率ゆる陸戦隊ありき。是に於てクライヴ及びワトソンは、悉く其軍隊を集めてガンガ河口に其船を進め、一戦直にカルカッタを恢復せり。ナワブは和を請ひ、悉く其特權をイギリス會社に復し、其損害に對しては充分なる賠償を約しぬ。

然るに新事變不意に起りて、爲めに此和約終結を見るに至らざりき。時恰かもヨーロッパに於てイギリス、フランス間に戦争起りしが、カルナチクに於て此報を得たるクライヴは直にゴウリ河岸のフランス殖民地シアンダルナガルを奪ひしかば、シラヂウドダウラは是を怒りてフランスに與みせり。然れどもクライヴは南印度にてデブレイより學びし政策を襲用し、他の候補者ミルジアフアル(Mir Jafar)

を擁立して以て自ら守り、驟起してヨーロッパ兵千人、土兵二千人を率ゐ、大砲八門を備へてカルカッタの北約三十里ブラッシーの林に進めり。ベンガル・ナワブの軍は歩兵三万五千、騎兵一万五千、大砲五十門と註せられぬ。ナワブは午前六時、大砲門を開きてイギリス軍を攻撃せしが、クライヴは泥壘を繞せし林に潜みて能く是を防げり。午後に至りて敵は晝食のために濠を繞せし其陣營に退けり。クライヴ思へらく、夜を俟ちて敵に一聲を加へ以て是を破らんのみと。此間に敵は甲を解きて食に就ける状なりしかば、クライヴ乃ち急に撃ちて其陣營を蹂躪し其主もなる士官を殺せり。ナワブは不意の擾亂に驚き、蒼皇駱駝に乗りて遁れ、其軍隊周章狼狽して四方に散じ、遂にクライヴの大勝利となれり。ミルジアフルの騎兵隊は戰爭中形勢を觀望せしが、是に至てイギリス軍の陣營に合し、ナワブの首府ムルシダバドに至る道は敵の遮るものなきに至れり。

ブラッシーの戰は一七五七年六月二十三日にして、此日は即ち史家が東方に於けるイギリス帝國の發端となすものなり。然れども實際此勝利の直接の結果は比較的小にして、其後數年は苦戰の間に過ぎ、ベンガル人すらイギリス軍の優勢を認

めざりしが、瞬時にしてイギリスは悉く其反抗者を鎮定せり。クライヴは再びデブリースの故智に倣ひ、ベンガルのナワブたるミルジアフルを擁立して、ムルシダバドの副王となし、デリーのモグル帝より其許可を得、償金として巨多の金額を要求せり。イギリス會社の損害賠償として求めし所は千万ルピー (rupee) 即ち七萬圓なりき。イギリス人は三百五十萬圓、印度人は百四十萬圓、カルカッタのアルメニア住民は七十萬圓、またイギリスの陸海軍は各百七十五萬圓を要求せり。協議會 (Council) の要求を擧ぐれば、知事ドレーク大佐、クライヴとは、特選委員 Select Committee の第二員として各十九萬六千圓、ベッカー (Becker) ワット (Watts) 及び少佐キルバトリック (Kilpatrick) は各十六萬八千圓なり。加之クライヴは總司令官 Commander-in-Chief として十四萬圓、個人的寄贈として百二十二萬圓を要求し、また他の協議會員に送られたる附加寄贈の内、ワットの分は五十六萬圓なりき。故にイギリス要求の總額は二千六百九十七萬七千五百圓の巨額に上れり。蓋しイギリス人は印度の富を以て賠償額以上に裕かなりと思ひたればなり。然れども實際印度の國財は是を拂ふに堪へざりしかば、イギリス人は其要求額の半を以て満足するに至りし

が其半額すら是を拂ふべき通貨なかりしかば其三分の一は寶石及び金片にて拂へり。

此時ベンガルの新ナワブはイギリス會社に與ふるにザミンダリ(Zamindari)を以てせり。ザミンダリとはカルカタ周圍の廣大なる土地所有權にして此土地は今日二十四バルガナ縣(District of the Twenty-Four Parganas)といひ其面積三百七十八平方里あり。一七五七年會社はたゞザミンダリの權利を得しのみなりしが此權利たるやデリー帝の代表者たるナワブに一定の地租を拂ひて其農夫より小作料を徵するの權利なりとす。然れども其後一七五九年デリー帝は、グライヴに許すに地租を徵するの權利を以てせしかば、グライヴは是に至て其の會社の地主となり。グライヴの采邑世にグライヴのジヤギル(Jagir)といふもの即ち是なりは其後ネキラスに於て紛議を惹起し、一七六四年會社は尊建的君主としてグライヴの要求に反對せり。然れども翌一七六五年グライヴのベンガルにかへるに及び新約定書成り、グライヴは十年間無條件にて其采邑を所有したる後、長へに其權利を會社に讓與するに決せり。此約定書は一七六五年八月十二日デリー帝の批准を経

て、初めグライヴに許せしジヤギルを無限確實のものとなせしかば、其結果二十四バルガナは會社の永久財産となれり。是に於てグライヴは一七六五年より一七七四年其死するに至るまで、年々十五万六千七十圓六十錢(一七五七年初めて會社の徵せし小作料の額)を收め、其後所有の全權は會社に移れり。

一七五八年イギリス政府はグライヴを以て、會社の有にかかるベンガル殖民地の最初の知事に任せり。然るに時恰かも西北には、後にシアアラム(Shah Alam)帝となりしシアラザダ(Shahzada)〔皇子〕ありて、アフガン人及びマラタ人より成る軍隊を率ゐ、オウドのナワブ、ウヂルの援を得て、ベンガルを其有となさんとし、また南には、ラリイ及びブッシー(Bussy)の率ゆるフランス勢ありて、マドラスのイギリス人を壓せり。イギリスのベンガル・ナワブ〔知事〕ミルジアフアルは、時已にパトナを圍めるシアラザダに利を略はして以て敵に叛かしめんとしぬ。然れどもグライヴは自ら四百五十のヨーロッパ兵と二千五百の土兵とを率ゐて、パトナを救はんがために赴きしかば、モグル軍は戦を交えずして潰散せり。同年グライヴは大佐フォード(Ford)に兵を授けて是を南に遣はし、フランス人を撃ちてマドラス海岸のマ

スリバタムを復し、北シルカル及び南印度のハイダラバドのニザム廷にイギリス人の勢力を植えき。次いで印度に於けるイギリスの敵たる唯一のヨーロッパ國民オランダ人を撃ち、水陸共に是を破れり。是よりしてチンスラーのオランダ殖民地は頓に衰へ、僅かに其命脈を維持し得しのみ。

一七六〇年より一七六五年までクライイサはイギリス本國にあり。是より先きクライイサはベンガルに何等の政府組織をたてず、唯イギリスの威を以て無限の金錢を土人より徴し得べしとせしのみ。一七六一年イギリス人はムルシダバドのナワブ(知事)ミルシアファルを廢し、其義子ミルカシム(Mir Kasim)を以て是に代へぬ。此時イギリス人は私人的寄贈をミルカシムに得たる外、バルドワン(Bardwan)ミドナプル(Midnapur)及びチッタゴン(Chittagong)三縣の讓與を得たり。而して此三縣の純歳入は一年五百万圓なりき。

然るにベンガルの新ナワブたるミルカシムは幾計もなく獨立して其意志を行はんとし、ムルシダバドを退きて西北との交通を制するの利あるガンガ河岸の一要地モンキル(Monghyr)に移れり。カシムはモンキルにヨーロッパ風の軍隊を編製

し、オウドのナワブワヂルと心を協せて陰謀を企て、イギリスと雌雄を決せんとせしが、恰かも是を實行すべき好名義を得たり、他にあらず、イギリス會社の雇人が、ナワブに輸入税を納むることなくして、全ベンガルに自由に貿易するの特權を得んとし、遂にナワブの税吏と會社のために計ると稱する土着商人との間に爭論を惹起したることとなり。ナワブは會社雇人の要求を容るるに於ては、其の内治權蹂躪せらるべきを辨ぜしも、カルカッタ協議所の大多數は是に耳を假さざりき、是に於て知事ワンシタルト及び年少の協議員ワルレンヘスチングスは一種の媾和策を企てしが、而かも紛争愈々激甚となり、ナワブの諸官吏はイギリスの短艇に發砲し、所在の民衆蜂起してイギリス人に抗せり。イギリスの士兵二千はバトナにて寸斷せられ、二百のイギリス人はベンガルの諸所にてイスラム教徒のために虐殺せられたり。

然れども兩軍戦を交ゆるに至るや否や、ミルカシムの軍隊はゲリア(Gheria)及びウツナラ(Ndhanala)の二戦にアダムス(Adams)少佐の破る所となり、カシムはオウドのナワブワヂルの許に遁れしが、ナワブワヂルはカシムを庇護してイギリス人に交

付せざりしかば戦争是がために繼續せり。此時父に繼ぎて帝位に登れるシアラム及びオウドのナワブワヂルたるシッシアウドダウラは、其軍勢を合せてイギリス人の恢復せしバトナを奪せり。加ふるにイギリスの陣營には士兵の亂起り、危険更に甚しかりしが、ムンロー(Munro)少佐後のサー・ヘクトル(Sir Hector)は其首魁二十四人を罰して是を鎮定せり。一七六四年ムンロー少佐はバクサル(Baker)の戦に勝ちてオウドを征服し、モグル帝シアラムをイギリスの陣營に伴ひきたれり。前のベンガル廢ナワブ、ミルジアフアルは遂に其隱栖を出でてミルカシムに代はり、再びナワブの職に就き、カルカッタのイギリス協議員は新ナワブ擁立の報酬として許多の金額を受くるの好機會に遭へり。

然るに一七六五年クライヴは再びベンガルの知事としてカルカッタに着せり。クライヴの政策には二つの注意すべきものありき、第一、空名を求むることなく、モグル帝の許可により土地に關する實權を得ること、第二、會社員の惡風を一洗して不法の收得を禁じ、正しき財源より正しき俸給を得せしむること是なり。此企圖は直に功を奏せざりしが、善良なる政治を印度に布かんとするイギリス人の努力

は、一七六五年クライヴの再び知事となりし日に始まること、猶ほイギリス軍の至上權が一七五七年クライヴのブラッシーに勝ちたる日に始まるが如し。

クライヴは疾かにカルカッタよりアルラハバドに進み、殆ど印度北半の運命を制せり。ナワブワヂルには軍費として五百万圓をクライヴに拂ふ條件にてオウドを還附し、シアラム帝にはガンガジムナ間のアルラハバド及びチャラ諸州を還附せり。シアラムは其報酬としてイギリス會社にヂワニ(Divani)「下ベンガル、ベハル及びオリッサ」の租稅徵收權及び北シルカルの土地裁判權を附與せり。而してイギリスの傀儡ナワブはなほムルシダバドに在りて毎年六百万圓の恩給を受けたり。ベンガル、ベハル及びオリッサよりの貢稅としては、印度帝に約三百万圓を拂へり。是に於て政府の兩分組織成り、イギリスは是によりてベンガル、ベハル及びオリッサの全歳入を收め、以て其軍隊を支持せしが、而かも罪囚の裁判權はナワブの掌る所なりき。故に印度語によりて各自の職權を説明すれば、會社は即ちヂワン(Dewan)にして、ナワブは即ちニザムなり。されど歳入の實際徵收は此後なほ七年間(一七六五年——一七七二年)土着官吏の掌る所なりき。

クライヴはまた其畢世の大事業たる會社の組織變更を實行せり。是より先きイギリス殖民地に於ける文武の官吏は悉く腐敗して利慾の奴隸となり、其俸給小額にして生計を營むに足らざるより、私商と收賄とによりて時には俸給の百倍に達する所得を收むることを許されたりき。然るにクライヴは文官の同盟抵抗と武官二百餘名の騷擾とに抗して其企圖せる改革を行ひ、嚴に私商と收賄とを禁じ加之鹽の專買によりて得たる金額を以て官吏の俸給を増し、惡弊を防遏せり。一七六七年クライヴは長へに印度を去れり。此の後一七七二年ワルレン、ヘスチングスの知事となるまで、ベンガルには何等重要な事變起らず、唯一七七〇年住民の三分の一餓死せしといふ大飢饉ありしのみ。一七六五年クライヴの定めたる政府兩分制度は失敗に歸せり、是によればイギリスは實際統治者なりしも、地方の行政はなほ土着官吏の手にありしかば、從て責任は二者の間に分れ、異變ありし場合に罰すべきものを發見すること能はざりき。是に於て遠隔なるイギリス政府すら、全然ベンガルの政治組織を改革すべき必要を了解せしかば、ワルレンヘスチングス乃ち改革を斷行すべき命を受けてベンガルの知事となれり。新知事

ヘスチングスは當時の會社員中、明敏誠實、東方の事情に精通せるを以て名ありしものなり。本國政府の期する改革の要旨は會社の權利を收公して其の代理者をして親しく一切の歳入を管理せしめんと云ふにあり、而して此の企圖を實行せんがために、ヘスチングスは租稅院をムルシダバドよりカルカッタに移し、新たに收稅官(Collector)と稱するヨーロッパ官吏を任命して徵稅を掌らしめ、歳入局を統べしめぬ。

クライヴはベンガルにイギリス帝國の領地基礎を開き、ヘスチングスはイギリスの行政權を是に創建したるものといふべし。初めヘスチングスの事に當るや、印度土着諸侯伯の戰を是に挑むあり。本國政府の金錢に關して、誰々是を責むるあり、カルカッタの協議にサー・フィリップ・フランシス(Sir Philip Francis)が其黨與と共に是に反抗するありて、皆其成功を阻めり。然れどもヘスチングスは堅忍不拔なる政治家にして百難に堪へ、精勵能く事に當れりと傳へらる。一七六五年より一七七二年に至るまで、クライヴの兩分制度は腐敗せる土人及び貪慾なるイギリス人の左右する所となりしが、ヘスチングスは前後十三年を費して是を改革するに

かめき。勿論改革の完成は其後任者の任務として残りたるもヘスチングスが印度に於けるイギリス帝國の行政上の組織者なること、猶ほクライヴの領地創始者なるが如きものあり。

ヘスチングスは其行政事業を成すに當りて自ら印度の統治者となり、其官制を改め、其歳入徴收の法を變じ、裁判所を設置し、警察の基礎をつくれり。然れども記録には其國內行政の改善を記せずして唯土着諸侯伯に對する大膽なる外交政策を記するのみ。一七七二年より一七七四年に至るまで、ヘスチングスはベンガルの知事なりしが、是より一七八五年にいたるまでは最初の印度總督として、服務令(Regulating Act)一七七三年に従ひその任命にかかる協議會を總理せり。ヘスチングスがその政策を行ふに於て、協議會の一同僚サー・フィリップ・ランシス(Sir Philip Francis)は常に是に反抗せしかば、遂に決闘して是を傷けぬ。然れども其オウド、マラタ人及びハイダル・アリ(Haidar Ali)に對する關係に於ては、概ね其意見を行ふことを得たりき。

ヘスチングスの土着諸侯伯に對する政策は、其內的政策と共に充分考慮を費し

たるものなり。ヘスチングスは本國政府のために金銀を準備せり、蓋し印度の富を吸収せんとする本國政府の渴望はベンガルに於けるイギリス會社員に比して劣らざりしが故なり。ヘスチングスはイギリスにして撃たずんば遂にはイギリス殖民地を滅ぼすに至るべき土着侯伯に備へ、以て會社の領地を保護せり。ベンガル國境外にはイスラム教副王(古モグル帝國の知事)の一群獨立政府を有せしが、其最も重要なものはオウドなりき。イスラム教諸國の外にはマラタ人ありて北印度の實權を握り、有名無實なるデリー帝を其掌中に弄せり。故にヘスチングスのためにいへば、イギリス殖民地と界を接するイスラム教獨立諸國(主としてオウド)と同盟を結び、是等諸國を強大ならしめ、以てマラタ人のベンガル侵略を防ぐの具となすを策の得たるものとす。然れども是等のイスラム教諸國は其勢力微弱なりしかば、ヘスチングスの政策爲めに一部分の成功を見しのみ。ヘスチングスは遂にガンガ河の上流にイギリスの領土を擴めて、實際イスラム教諸國に其權力を振はざるべからざるに至れり。

ヘスチングスは第一着にベンガルより所要の金銀を徴することとせり。然れ

どもクライアの定めし兩分制度にては是を行ふと能はざるを以て斷然其制度を廢しベンガルのナワブに給する金額を半減し、是によりて一年約百六十万圓を節し得たり。實際當時のナワブは未丁年者にして、多額の給與に對する名のみの職務にすら堪へざりき。是より先きクライアは一七六六年新ナワブの即位の際六百萬圓の給與を四百五十萬圓に削減せしが、其後一七六九年再び是を三百五十萬圓に削減せり。されば給與は其額一定することなく、ナワブの交代に従ひて上下せしものなり。一七七二年幼ナワブ新たに位に即くに及び本國政府にては命じて更に其給與を削減せり。是れ實にヘスチングスがベンガルの知事に任ぜらるる前六ヶ月の事なりとす。

ヘスチングス已にベンガル・ナワブの給與を半減し、次いでデリー帝に送る三百万圓の貢税を廢せり。是れ爰に會社にベンガルを讓與せし報酬として、クライアのデリー帝に約したるものとす。然れどもデリー帝は此時マラタ人の手中にありしかば、ヘスチングス乃ち思へらく、デリー帝は已に獨立を失へり、故に是に送る金錢は實際悉くマラタ人の手に落つべし、然るにマラタ人はイギリス人の敵にし

て決して兩立すること能はざるものなりと。是に於てヘスチングスはマラタ人の傀儡たるデリー帝に三百万圓の貢税を送ることを廢せり。

是より先き一七六五年クライアはガンガ河畔のアルラハバド及びチャラ二州をシアアラムに殖ちしに、此時マラタ人の手に在りしデリー帝は、其二州をマラタ人に讓與せしかば、ヘスチングス思へらく、デリー帝は自ら二州に對する權利を放棄せし者なりと、由て二州をオウドのワデルに賣れり。是に於て會社は軍費約五百萬圓の負擔を免れ、また賣價として五百餘萬圓を得たり。二州賣買の約定書には、當時オウドの西北境を陥れ、一時是に占據せるロヒルラ族を征服せんがためにイギリス兵を貸すの條項ありき。ロヒルラ族は國外より來れるイスラム教徒にして、印度農民を虐げ、當時イギリスの大敵たるマラタ人と謀を通ぜしものとす。オウドのワデルはヘスチングスの貸せしイギリス兵の援を得て充分ロヒルラ族を破り、其戰士をしてガンガ河の對岸に新郷地を求めしめ、是によりてマラタ人のオウドの北境を窺ふことを禁ぜり。以上述べたるが如く、ヘスチングスは着々其歩武を進めて、デリー帝の看守者たるマラタ人に貢税を送ることを止め

またイギリスの同盟者たるオウドワデルの勢力を強くし、由て以てマラタ人の侵入を防げり。ワデルはイギリスの同盟者となれる結果、ベンガルの會社に收支共に一年一千万圓を利するに至れり。

ヘスチングスは更にベナレスのラジャ[王]チャイト・シング(Chait Singh)及びオウドのベガム(Begam)太后より貢を徴して以て會社の財政基礎を鞏固にせり、而してチャイト・シングはイギリスの保護によりて富裕となりしものとす。然るにヘスチングスの正當なる要求を拒みて軍兵をいだし、剩へイギリス人の敵に通ぜしかば獄に下され、後獄を脱して叛を企てしが、イギリス兵撃ちて是を破り、其財産を沒收して其甥に與へ、更に貢税を増せり。またオウドのベガムはベナレスのラジャ[王]チャイト・シングを煽動したる罪に問はれ、多額の過料を命ぜられしが、飽くまで是を拒めり、然れどもイギリス人は太后及び其宦者に迫りて遂に一千餘万圓を強取せり。

ヘスチングスのイギリスにかへるや、印度に於て壓制政治を行ひたりとの非難を受け、下院(House of Common)の告訴する所となりて嚴に上院(House of Lords)の審問

を受けしが其進行遲々として前後七年(一七八八年—一七九五年)に亘れり。此事件イギリス國史中最も有名なる疑獄の一にして、結局ヘスチングス無罪の宣告に終れるも、ヘスチングスは多額の辯護料のために零落したりき。

ボムベーにてはマドラス及びベンガルの土地征服を見て猜忌の情禁じがたく、遂にプーナのマラタ朝に其權力を植ゆるの野心を起せしが、此野心を現實ならしめたるものは一七七五年のストラト條約なり。ストラト條約はマラタのペンワたらんことを望めるラグハ(Raghub)といへるもの、若しイギリスにしてプーナを恢復するを許さば、其報酬としてイギリスにサルセト及びバッセインを讓與すべきを約したるものとす。是に於て第一マラタ戦争起る。時に印度總督としてボムベール政府を監督するの權利を有せしワルレン・ヘスチングスは、痛くストラト條約を難ぜしが、實際戦争起るに及び、ベンガルの全軍隊を擧げて進めり。ヘスチングスの平生愛せし一士官ゴダード(Goddard)は、印度半島を横ざりて海より海に進み、殆ど一兵を交えずして富裕なるグジアラト州を征服し、またポーフアム(Popham)は印度の鍵輪と稱せらるるガリオールの岩城を破壊しぬ。是等の大勝利は一七七九年

ムペーのイギリス軍がマラタ人の破る所となりて和約を乞へる屈辱を償ふものといふべし。一七八三年サルバイ(Salbai)條約にて戦争局を結び、イギリスの擁立せしベシウラグバは恩給を得て退隠し、マラタ人はグシアラトを復し、サルセトはエレファンタ及び他の二小島と共にイギリスの有に歸せり。

此間にワルレン・ヘスチングスは、マラタ聯合よりも危険なる敵と戦はざるべからざるに至れり。蓋しマドラス政府の不注意なる行爲は、印度イسلام教徒の最有力者たるミソルのハイダルアリ(Haidar Ali)及びデ・カンのニザムをして、イギリスに敵意を表するに至らしめたればなり。ハイダルアリの徒はマラタ人をひゐて其同盟となさんとせしが、ヘスチングスは其の外交術を振ひてニザムとナグプル(Nagpur)のマラタラシアとを招致せしが、ハイダルアリの軍勢は電光の如くカルナチクのイギリス領に侵入し、コロネル・ペールリー(Colonel Balleie)の兵はペラムバカム(Perambakam)にて敗北し、ハイダルアリのミソル騎兵は各地を却掠してマドラスの城外に及びしが、此時ベンガルのイギリス軍はヘスチングスの鼓舞によりて再びイギリスの名譽を維持せり。ヘスチングスはワシの戦勝者サー・エールク

トを遣はして、海路マドラスを救はしめ、またコロネル・ペアリス(Colonel Pearse)をして、ベラルのラシア及びニザムを威服せんがために陸路南に進ましめぬ。然るにサー・エールクは時已に齡傾きて其精力復た昔日の如くならず、加ふるにミソル軍は訓練を積み、軍需足り、ハイダルアリ及び其子チブ(Chib)巧に是を指揮せしかば、兩軍戦を交ゆるに至るや、勝敗容易に決せざりき。然れども一七八二年ハイダルアリ死シ、一七八四年イギリスとチブとの間に和約成り、互に其征服地を還附することとなれり。而してワルレン・ヘスチングスは一七八五年を以て總督の職を辭しぬ。

一七八六年コロンウォルリス卿印度に着せり。イギリスにて貴族の身を以て印度總督の職に就きしは、實にコロンウォルリス卿を以て初めとなす。是より先きヘスチングスの職を辭してコロンウォルリス卿の其後を襲ふに至るまで二十ヶ月間一七八五年二月より一七八六年九月に至る、會社の文官サー・ジョン・マクファーン假に其事務を執れり。コロンウォルリス卿は二回總督の職に就きしが、その第一回は一七八六年より一七九三年に及び、其間に有名なる二事件起る、(一)ベン

ガルの地租査定(二)第二ミソル戦争是なり。ヘスチングス若し行政制度の基礎を起せしものならば、コルンウォルリス卿は其基礎の上に家屋を建てたるものといふべし。卿は印度のヨーロッパ官吏に高等裁判権を執行し、カルカタにニザマト・サドル・アマラト(Nizamut Sadr Adalat)〔高等裁判所〕を設置し、地方に於ては收税官 Revenue Collector)と裁判官(Civil Judge)との職務を区分せり。而して卿の定めしベンガルの制度は後に至りてマドラス及びボムベーに及べり。

然れどもコルンウォルリス卿の最大功績は、ベンガルの地租を永久に定めしと是なり。此時に至るまで地租を徴するには多くモダルの古制度に従ひ、世襲のザミンダル(Zamindar)〔政府の借地人〕は實際の耕作者より年貢を徴するの権利を有するものと認められしが、素より賦課額を定むる原則としてなれば、其徴する所年によりて甚しき差異ありき。是より先きワルレン・ヘスチングスは、五年間地租を調査して以て將來のために其標準を定めんとせしが、其政敵サー・フレイリッ・ブランシスは、是に反對して納付額を永久に定むるの非を論ぜり。然るに今復た其標準を定むるの議本國に起れり、是れ其標準を定むるは財政の基礎を鞏固にし、またイギ

リス本の地主と印度のザミンダルとを同一にすることを得るが故なり。是に於てコルンウォルリス卿は一七八七年ベンガルの地租を永久に定むる旨を公布しぬ。

賦課額を定むる手續は一七八九年に始まり、一七九一年に至りて終れり。是より先きアタバルは土地を測量して其賦課額を定めしが、イギリスには此種の手段を執らず、仔細に過去の納付高を参考して將來の納付高を一定せり。而して最初の定めは向十一年の税率なりしが、一七九三年遂に是を以て永久不變のものとなせり。是に於てベンガルより徴すべき總税額は約三千万圓となれり。此企圖を實行せしものは勿論コルンウォルリス卿なれども、其細目は當時會社の文官にして印度に関する智識并びなしと稱せられしサー・ジョン・ショータ〔後のテレンマウス卿〕の定めしものなれば、是に關して責任あるものは自然ショータなりと云はざるべからず。

一七九〇年より一七九二年に亘りて第二ミソル戦争起れり。此時印度總督コルンウォルリス卿は、自らイギリス軍を率ゐてチブを撃たんがために進みしが、其

隊伍の壯麗観るものをして徐ろにアウラングゼブの出師を想起せしめたり。南部の有力者たるデッカンのニザム及びマラータ聯合は、イギリスに同盟して其兵を出せり。チブヌルタンはコルンウォルリス卿の圍む所となりて降を乞ひ其領地の一半を同盟軍に割譲し、戦費の賠償として三千萬圓を拂へり。コルンウォルリス卿は一七九三年を以て其職を辭し、サー・ジョン・シャーア是に代はる、後のティンマウス卿是なり。

サー・ジョン・シャーアの印度總督たりしは一七九三年より一七九八年に至る無事の時代なり。一七九八年モルニントン卿(エルレスレー侯)はイギリス帝よりイギリス領印度の地域を擴むべき命を受けて印度に來れり。モルニントン卿はピット(Pitt)の親友なりしかば、自然其感化を受けて遠大なる政見を懷き、且つフランス人を嫌惡すること甚しかりき。卿は初めよりイギリスが印度半島の主權を掌握せざるべからざること、土着諸侯伯が其政治的獨立を讓り君主たる位記のみを留むべきことを以て其方針とせり。卿以後の印度の歴史は必竟此政策の漸次發達したるに過ぎずして、一八七七年一月オクトリア(Victoria)女皇の印度女帝となりし

も、此政策の完成したるものに過ぎず。

フランス帝ナポレオン一世をして自ら兵を率ゐて印度を侵略するを斷念せしむるは、直接にエルレスレー侯の外交政策に於ける根本思想なり。當時フランスの軍隊ハイダラバドのニザムを威壓し、マラータ聯合軍の首領たるシンドヤの兵は、フランス人の訓練指揮せし所なりき。ミソルのチブヌルタンは密かに款をフランスに通じ、自ら市民チブと稱してフランス人に與みし、マウリチウス(Mauritius)及びブルボン(Bourbon)の二島は、フランスの陰謀と遠征軍の召集とに好都合なる場所となれり。當時ナポレオンはエジプトにありてアレクサンドル大王の印度征服を夢想せしが、遂に其軍隊を進むるの機會を得ざりき。

エルレスレー侯は自ら印度大同盟の盟主となりて以て長へにフランス人の野心を挫くの策を講ぜり。是より先きクライヴは其劍を以て、ヘスチングスは其策を以て、下ベンガルにイギリスの主權を植え、第十八世紀の終る前、イギリスの權力は海岸よりベナレスに至るガンガ河の上流に其根底を固め、其國境外にはオウドのチワヅワデルありてイギリスの軍隊に補助金を拂ひき。而して此補助金は一

七九七年七百六十萬圓なりしが其支拂常に停滯したるがため遂に土地を讓與して以て貨幣に代ゆるの商議起り、一八〇一年のムクノウ(Unknow)條約によりて、ロヒルカンド(Rohilkhand)とドナブ(Dob)〔ヤンガジャムナ間の膏腴の地〕とはイギリスの有に歸せり。エルレスレー卿以前には南印度に於けるイギリスの所領は主もにベムメー及びマドラスの海岸地方に限られたりしが、エルレスレー卿はイギリスの主權をデリトに至る北印度に及ぼし、南部の諸強國をイギリス會社の管轄に屬せしめんと決せり。時恰も土着諸侯伯の陰謀を企つるあり、爲めにイギリスは其信を破ることなくして此企を實行するの機會を得たり。當時モグル帝國已に瓦解して印度の統治權は地方のイスラム教知事若しくはマラタ人の聯合若しくはイギリス人の手に移らざるべからざるに至りしかば、エルレスレー卿は是をイギリスの手に收めんと決せり。

北印度に於けるエルレスレー卿の事業は初めには易々たるものなりき。一八〇一年のムクノウ條約によりて、イギリスは今の西北諸州の中心に至る土地統治權を得、オウドに其勢力を植えたり。オウドの外にはマラタ人の北方支族ありて

印度帝を擁し、其實權を握れり。エルレスレー卿は數年間マラタ人を棄てて顧みざりしが、第二マラタ戦争(一八〇二年—一八〇四年)起るに及びて其全國民を掃蕩せり。南印度にてはハイダラバドのニザム、イギリスの保護を求めしかば、エルレスレー卿は是を許し、其後の戦争に是を利用せり。南部に於けるイスラム教の大權力ニザムのチブスルタンは容易なる敵にあらざりしが、エルレスレー卿は戰を開くに好名義を得、遂に撃ちて是を破れり。南印度に於ける第三權力マラタ聯合は其結合鞏固ならざりしかば、エルレスレー卿は初め是と和を結びしが、後數年を経て二者遂に兩立すべからざるを見、躊躇せずして是を倒さんと決せり。

エルレスレー卿は先づ南部の三君主中、其最も弱きハイダラバドのニザムを説きて同盟者となせしかば、ハイダラバドのフランス軍隊は解散し、ニザムはイギリス政府の同意なくして一切のヨーロッパ人を任用すること能はざるに至れり。次いでエルレスレー卿は其全力を擧げてチブに向へり。是より先きコルンウォルリス卿はチブを伐ちて是を破りしも、未だ降すに至らざりき。然るにチブはフランス人と謀を通じてイギリスの要求にかかる補助金の支拂を拒みしかば、戰

端遂に開け、エルレスレー卿自ら遠征軍を編制し、形勢を窺はんがためにマドラスに至れり。イギリス軍の一隊はユザムの援兵と共にマドラスよりミンパルに進み他の一隊は海岸より進めり。チブは防戦の後其首府セリンガパタム(Seringapatam)に退き、一七九九年首府陥るに及びて勇敢なる戦死を遂げぬ。蓋しブラッシーの戦争以後、土人を驚かせしもの未だ此戦争の如きものあらざりしなり。チブ征服の結果、ハルリス(Hallise)將軍は貴族に列せられ、エルレスレー卿はアイルランド侯の爵を授けられぬ。エルレスレー卿がチブの領地を處分するに、古ミンパルを形成する中央部をばハイダルアリの廢せしラシアの幼子に與へ、殘餘の領地をばニザム、マラタ族及びイギリス人の間に頒ちしは穩當なりといふべし。此頃カルナチク「アルコト」のナツブが統治せし印度の東南部及びタンジルの侯國またイギリスの直轄に歸し、かくてマドラス領今日の如き状態となれり。チブの遺子はエルレスレー卿の厚遇を受け、皆巨額の給與を得て初めにはエルロル(Vellore)後にはカルカッタに王侯の生活を送れり。一八七七年に死せしチブの季子グラムムハムマド(Chulam Muhammed)は有名なるカルカッタの市民にしてまた敏腕なる保安官(Justice

of the Peace)なりとす。

マラタ族はチブとの戦争にイギリスの同盟者たりしが、其同盟は名のみにして實際毫もイギリスを助くる所なかりき。當時マラタ族の権力は五つに分れ、其牛耳を執りしものは、其種族の發生地たる西方ガドの山國を領せしプーナのベシワなり。膏腴なるグジャラト州は年々パロダガエクワルの騎兵の劫掠する所となり。中央印度にはガリオルのシンドヤ及びインドルのホルカルありて交、覇權を握り、東方にはナグブルのボンスララシア、ベラルよりオリッサ海岸に至る地方を統治したりき。エルレスレー卿は是等のマラタ國をしてイギリスに補助金を拂はしめんと力めしが、一八〇二年ベシワはホルカルの破る所となりてイギリスの領内に通れきたり、パッセイン條約に調印せり。此條約にてベシワはヨーロッパ若しくは印度に於ける他國と一切交通せざるを誓ひ、且つ領内より援兵をイギリス軍にいたすことを約せり。此一事は大にボムベール領に於けるイギリス領の勢力を擴張したるものとす。然れどもシンドヤ及びナグブルのラシアは、ベシワのイギリスに通じてマラタ族の獨立を破れるを許すべからずとし、是に於て第二マラタ

戦争起れり。

第二マラタ戦争は印度に於けるイギリス軍隊の歴史中最も光彩あるものならん。當時イギリスの軍隊を統率したるものはサーアーサー・エルレスレー(後のエルリントン)公及びピネラル・レーク(後のレーク)卿なり。エルレスレー卿は一般方略及び必要の準備を司り、デカンに陣して数月の間にアサイ(Assaye)及びアルガウム(Argaum)に勝ち、アーマドナガルを略せり。レークの出師は是に比すれば歴史家の注意を惹くこと少きが如きも、其成功決して是に劣らず。レークはアリガル(Aligh)及びラスワリ(Laswari)の激戦に勝ち、デリー及びアグラの二市府を取り、シンドヤのフランス軍を破り、またモグル帝の保護者となれり。一八〇三年の末シンドヤ及びナグプルのボンストラジャはイギリスに和議を乞ひければ、是に於てジャムナ河以北のシンドヤ領イギリスの有に歸し、盲目なる其老帝シア・アラムは再び其保護を受くるに至れり。ボンストラはイギリスにオリッサを、ニザムにベラルを交付し、今はたゞ流賊ジ・アスワント・ラ・オ・ホルカルのマルワ及びラジプタナを劫掠して其軍隊を支ふるあるのみ。エルレスレー卿は其統治の晩年をホルカル

の平定に費せしが、而かも著しき成功を見るに至らず。一八〇四年に於けるモンソン(Monson)大佐の中央印度退却は、人をしてワルガウム(Worgaum)會議及びペーリリ大佐の敗軍を想起せしむ。一八〇五年レーク自ら兵を率ゐてバルトブル(Bhatpur)・ハルトホル(Bhurltpore)を圍みしも、却て敵の破る所となり、其後一八二七年に至るまで是をイギリスの有となすこと能はざりき。

エルレスレー卿は其在職六年間に、殆ど遺憾なく其土地占領の企圖を實行せり。北印度にてはレーク卿の出師によりて西北諸州古のマドヤデサ(Madhya-desa)英國の有に歸し、名のみ印度帝また其掌中に落つるに至れり。是に於て曩にオウドのナワプ・ワヂルに得たる諸州と、イギリスの割取し征服したる諸州とを合して新郡縣成りしが、此配置は一八四五年及び一八四九年のシク戦争を経て、ブンシアブのイギリスに歸せしまで持續したりき。東南印度にてはエルレスレー卿の征服によりて、エドラス領殆ど今日と異なるなきに至れり。西南印度にてはペシワはイギリス會社の封臣となりぬ。然れどもポムペー知事配下の領地が今日の如き状態を成せるは、一八一八年の第三マラタ戦争の結果なりとす。

第四十二章 イギリス領印度の固定

四四六

エルズレー卿の全力を擧げて土地征服に従ふや、イギリス領印度財政の基礎爲めに動搖を來せしかば、本國政府にては最早是を默視するに忍びず、由て一八〇五年再びコルンウォリス侯を總督として印度に派遣し、命ずるに平和に事を講ぜんことを以てせり。時にホルカル未だ平がず、シンドヤまた新に兵を擧げしが、コルンウォリス侯は己に老衰して其健康舊の如くならず、爲めに印度に來りて未だ十週間ならざるに、雨期西北部を旅行して途ガヂプル(Ghazi-pur)に死せり。

次いで總督に任ぜられたるはサー・ジョルヂ・バルロー(Sir George Barlow)なり。バルローはもと會社の文官にして、其在職中本國政府の命を奉ずる外何事をも成さざりき。是がためにイギリスの領土は漸次縮小し、ラジプト諸會長の如き其保護を離れて殘忍なるホルカル人及びシンドヤ人の苦むる所となれり。加之バルローの時マドラス士兵の騒亂起り、一八〇六年、印度全帝國は一時不安の狀態に陥れり。以上述べたるが如くバルローの經濟的政策は却て不幸を招くの因となり

しが、幸にして幾許もなく、ミントー(Mintoe)伯代りて總督の職に就けり。

ミントー卿は一八〇七年より一八一三年に至るまで、印度總督としてエルズレー卿の征服事業を鞏固にせり。其軍事上の功績はマウリチウス(Mauritius)島の占領及びシアブ(Ceylon)の征服なりとす。中央印度は依然紛亂の狀態なりしが、ミントー卿は戦ふとなくして能く其破裂を防ぎ得たり。イギリス會社は卿に命ずるに非仲裁政策を守らんことを以てせしが、卿はイギリスの威名を辱むることなくして此訓令を遵奉せり。卿の庇護の下に印度のイギリス政廳は諸外國と新關係を結び、ブンジャブ、アフガニスタン及びベルシアに使節を派せり。是等の使節は皆エルズレー卿の薫陶を受けたるものにして、恐らくは印度會社の産せし政略家、三幅對ならん、即ちメルカルン(Malcolm)、エルフィンストーン(Elphinstone)及びマルカム(Malcolm)是なり。メルカルンはラホルに於けるランシト・シンダ(Ranjit Singh)のシグ朝に、エルフィンストーンはペシアフル(Peshawar)に於けるアフガニスタンのシアーに、而してマルカムはベルシアに、各使節として赴任せり。是等の使節は永久的結果を收めたりとは云ひがたしと雖ども、其イギリスをして新たに

外交的關係を結びしめ其勢力圏を擴張したるは争ふべからず。一八一三年東印度會社の特許狀は更に向二十ヶ年間の有効のものとなりしが其商社としての獨占權は禁止せられき。

キントー卿に繼げるはモイラ伯なり是れ後のヘスチングス侯として有名なる人にして中央印度に於けるエルレスレ卿の征服事業を完成し、ボムベーを殆ど今日の如きイギリス領となせり。侯職に在ること九年その間一八一四年—一八二三年に有名なる二大戦争ありき、即ちネバル(Nepal)出師及び第三マラタ戦争是なり。

ネバルの主權を握れるグルカ(Gurka)族は自らラジプトに出でたりと稱する印度移住者にして、ネバル出生のネワル(Newar)族は印度西藏種に屬し佛教を奉ぜり。グルカ族のネバルに主權を植えたるは、一七六七年カトマンヅ(Khatmandu)の谿地を蹂躪し、漸次ネバルの山谷に其權力を及ぼしたるに始まる。グルカ族は封建制度をたて、其近隣を脅し、東シッキム(Sikkim)西クマウン(Kumaun)南ガンガ河の平原に進みしが、遂にイギリスとガンガ河の平原に衝突せり。然るにサージオル

ヂバルロー及びミントー卿は、偏へに無益なる争論によりて是を阻まんとしたるを以て、今やモイラ卿の取るべき手段は戦争の外なきに至れり。一八一四年の出師は初め功を奏せず、イギリス人は瘴氣を冒し、羊腸たる山路を踰えて進みしが、屢小勢なるグルカ族の破る所となれり。然れども此年の冬、オクタローニー(Ochterlony)將軍はストレヂの流域を進みて、當時尙ほヒマラヤ諸國を鞏めし諸所の山寨(今フンシアフ政廳の管轄に屬す)を抜き、ネバル、ダバル(Darbar)をして和を乞ふの已むなきに至らしめぬ。加之翌一八一五年將軍はバトナよりカトマンヅの谿地に進み、遂に其首府を去る二里餘の所にて平和を約せり。イギリスとネバルとの關係を今日の如く定めたるセガウリ(Segauli)條約成りて、グルカ族は東南に於てはシッキムより退き、西南に於てはヒマラヤ外脈に於ける其陣營地より退けり。是に於てイギリスは健康に適するナイニ(Naini)タル(Fairmusee)及びシムラ(Simla)の根據地を得たり。

此間に中央印度の形勢年毎に不穩となり、マラタ諸酋長は掠奪隊の首領より一轉儼然たる侯伯となれり。然れども其無規律のためにピンダリ(Pindari)族といふ

る新流賊是に次いで起りぬ。ビンダリ族は純然たる掠奪隊にして、少くとも聯合政府の束縛によりて一國民性を形成せるマラタ族とは其趣を異にし、其種族相混じり其宗教亂雜を極め、全印度の罪囚及び敗亡部族、アフガン人、マラタ人若しくはジャト(Jat)人の來り其群に投ずるものを歡迎せり。是等の掠奪隊中には多數のヂアリ(dhri)ありき。ヂアリとはモグル帝國滅亡後に起りイスラム教國若しくは印度教國の併する所とならざりし敗亡者をいふなり、而して是等の敗亡者は一時モグル帝國に代はらんとするの勢ありき。ベンガルにては是に同じ遊族の解散せしイスラム教軍隊及び印度教徒より起りて掠奪隊を形成するものありしが、是等はワルレン・ヘスチングスの世に消滅せり。中央印度にては是等の流賊多年横行し、戰を以てするにあらざれば平ぐること能はざりき。

ビンダリ族の牙營はマルワにありしが、而かも其侵掠は中央印度に限らず、時には數百人時には數千人隊を成して遠くマドラス及びボンベイの海岸に至りき。ビンダリ族の最有力者アミル・カン(Amir Khan)は數十の聯隊より成る軍隊と數十門の大砲とを有せしが、他の二首領チツ(Chit)及びカリム(Karim)は一時百万圓の贖

金をシンドヤに拂へり。然るに一八一七年ヘスチングス卿は當時陰に陽にマラタ諸會長の助を受けつつありしビンダリ族を壓せんがために印度のイギリス兵より其精銳を抜きて十二万を得、其一半は北より、他の一半は南より進めたり。是に於てシンドヤ平らぎ、アミル・カンは今のトング(Tong)侯國を有するの保證を得て其軍隊を解散せり。他のビンダリ族は其根據地を攻撃せられて潰敗し、其一首領カリムはイギリス軍に降り、他の首領キツは藪地に遁れて猛虎の咬殺する所となれり。

ビンダリ族の滅亡と時を同うして、一八一七年十一月ナグプル、プーナ及びヒンドルのマラタ三強國は、各兵を擧げてイギリスに抗しぬ。是れより先きベシワラジラオは、パッセイン條約(一八〇二年)につきて怨を抱くこと久しかりしが、一八一七年のプーナ新條約は、補助兵に代ゆるに新に土地をイギリスに割譲し、また將來の紛議をすべてイギリス政府の裁決に附するに定めたり。然るに當時ベシワ朝に駐劄公使たりしイギリスのマウントスチュアルト・エルフィンストーン(Mountstuart Elphinstone)は、騒亂の起るべきを先見して、チルキに退き、令をヨーロッパ兵に傳へぬ。

次いで公使館はマラタ族の焚く所となり、ベシワは其全軍を擧げてチルキを攻撃せしに却てヨーロッパ兵の破る所となり、首府を棄てて遁走せり。ナグブルの叛亂には士兵小勢を以て能く敵軍に當り、シタバルヂ(Sitaldhi)丘を守りてイギリスの名聲を發揚し、ホルカルのマラタ軍は其翌日メヒドプル(Mehidpur)の激戦に敗北しぬ。

是に至て公然イギリスに抵抗するもの絶え、イギリスの爲すべき所は唯逃亡を追捕して一般の平和を計るにあるのみ。而して是に關して其處置宜しきを得たるものをサージョン・マルカムとす、マルカムはベシワの領地をボムベーに併せビンダリ族より略したる土地を以て今日の中部諸州をつくれり。ベシワは來りてイギリス軍に投じ、年々八十万圓の恩給を得てカウンプル(Cawnpur)附近のビトウル(Bithur)に住せり。ベシワの義子は一八五七年の亂に汚名を残したるナナサヒブ(Nana Sahib)なり。而してベシワの後にはシヅジの後裔を微賤に拔きて是をサタラ(Satara)の王位に置き、またホルカルの幼子を其領地の相續者となし、次子をナグブル・ラジヤとして共にイギリス後見の下に置きり。是と同時にラジブタナの諸

國もまたイギリス覇權の下に封建國となり、斯くの如くしてヘスチングス卿の經營せるイギリス領はダルフハウジ卿の時に至るまで變ずることなかりき。然れどもヘスチングス卿及びジョン・マルカムの効驗は、其イギリス領を擴めたるにあらずして、從來マラタ族及びビンダリ族の却掠に苦められし百万の生靈をして、平和と善政との恩澤に浴せしめたることなりとす。

ヘスチングス侯に次いで印度總督となりしはアムハルスト卿なりしが、其間數ヶ月イギリス會社の文官アダマ(Adams)假に其事務を執りぬ。印度半島のマラタ戰爭僅かに終を告ぐるや、新たなる敵ブルマに起れり。アムハルスト卿の在職は一八二三年より一八二八年に至る五年間にして、此間歴史上有名なる二事件起れり。即ちブルマ戦争及びバルトブル畧取是なり。

是より先きイギリス領ベンガルの東境は、多年ブルマ人の侵掠に遭へり。古代のギリシア人はブルマ半島を以て黄金半島と稱せしが、ブルマの傳説によれば西紀前數世紀の頃印度の一公子ベナレスより來りてアラカン(Arakan)海岸に一王國を創建したりといふ。ブルマ人また相傳へては、ブルマの南部はコロマンデ

ル海岸より來りし移民者の住所なりきと、されど今日ブルマ人の奉ずる佛教が、夙に印度より來り、其ブルマの國教となれるは西紀一六四年なりといふ。是の如く文明の流は印度より西北ブルマに達せしが、此間にシアン(Shan)族及び西藏支那種に屬する他の諸種族は、東北よりイラワヂ河河畔に進みきたれり。侵略者のブルマに來るもの、或は東南シアンよりし、或は東北支那國境の山路よりし、漸次起ちて三王國を創建せり。ブルマ海岸のアラカン、イラワヂ河上部地方のアブ及びイラワヂ河三角洲のベグ是なり。是等の侵略者は西藏支那族の末裔にして印度傳來の佛教を信じ、後にブルマの主權者となれり。アラカン、アブ及びベグの三王國は、互に西藏支那族の特性たる殘忍を以て相攻伐したりき。然れども佛教の學問及び文明は是がために滅びずして、其國內に流布せり。一六〇〇年代にベグ及びテナセリム(Tenasserim)に至りしヨーロッパ旅行家の記する所によれば、此二市府は當時海上貿易の盛なる市場なりきといふ。ポルトガル人の覇を東方に稱せし頃他のヨーロッパ人の望を失ひしものは皆アラカンに遁れたりき。アラカン人は是等の助によりて其權力を内地に擴め、チッタゴン(Chittagong)を占領せり、ガンガ河三角洲

の住民を恐れしめたるマダ人は即ち是等のアラカン人なり。一七五〇年の頃ブルマに新王朝起る、其創始者はアラウングバヤ(Alauddin)にアロムブン(Alompin)といふにして、其首府はアブ(Shan)にあり、一八八五年に至るまでブルマに君臨せしものは即ちアロムブンの後裔なりとす。

アロムブンの子孫はブルマ全土を従へ、當時獨立王國たりしアッサムを蹂躪し、更にイギリス領ベンガルに侵掠を試み、全然イギリスの勢力を侮どりて其要求に應ぜざりしかば、一八二四年アムハルスト卿は已むなく是に戰を宣せり。イギリスの一遠征隊はブラーマプトラ河を溯りてアッサムに進み、他の一隊は陸路チッタゴンを經てアラカンに進めり、蓋しベンガル土兵の海路進軍を拒みたるが故なり、而して強勢なる第三隊はマドラスより直にイラワヂ河口に航しぬ。かくて戰爭二年に亘りしが、此間にイギリス軍は主として風土病のために兵士約二萬を失ひ、軍費一億四千萬圓を費し、一八二六年遂にアブ王とヤンダン(Yandabu)條約を締結するに至れり。此條約成りてアブ王はアッサムを棄てアラカン及びテナセリムをイギリスに割讓し、ラングリンに至るイラワヂ河の沿岸を領有することゝなれり。

此時王位繼承に關する爭論中央印度のジプト國バルトブルに起り、イギリスの干渉を促せり。一八二七年カムバーメリア(Combermere)卿のバルトブル略取は一八〇五年レーク卿敗北の耻を雪ぐものとす。當時イギリスの砲兵隊はバルトブルの泥壁を攻めて功を奏せざりしも、其一隊は遂に地を穿ちて其市府を陥れぬ。此成功は實にバルトブルを以て難攻不落となせし印度全人民の觀念を打破したるものとす。

次いで總督となりしはキルリアム・ベンチンク(William Bentinck)卿なり。ベンチンク卿は一八〇六年エルロールの亂の頃、マドラスの知事なりき。其總督在職の七年間には、史家の由て以てイギリス帝國の發達を知る領土擴張の記すべきものなしと雖ども、卿の時代に行政の改革成り、其臣民は漸次イギリスに歸服するに至れり。故を以て印度に於けるイギリス近世政治史は、キルリアム・ベンチンク卿に始まるといふも不可なし。マコーレー(Macaulay)はカルカッタに於ける卿の彫像に記していはく、卿は殘忍なる儀式を禁じ、尊卑の區別を廢し、言論の自由を許し、絶えず其委託せられたる國民の智徳を進むるに盡したりと。

キルリアム・ベンチンクの印度に來りて第一に心を用ゐたるは、ブルマ戰爭のために亂れし財政を整理するにありしが、卿は是がために次の三方法を取りき。第一經費を節減して一年一千五百萬圓となすこと、第二從來賦課を免れたる土地より地租を徴すること、第三マルワの阿片に課税すること是なり。卿はまた人才登用の門を開き、教育ある土人をイギリス會社に採用することとせり。是等の改革はイギリス會社員及び武官の喜ばざる所なりしも、卿は本國政府及び大臣の助によりて是を漸行しぬ。

ベンチンク卿の事業中其最も記憶すべきもの二あり。サチ(Sati)〔寡婦の殉死禁止及びタグ(Tag)〔強盜〕鎮壓是なり。今日にては是等の野蠻なる風習が、當時印度の社會組織を腐敗せしめたる度を推測すること難し。近時の研究によれば印度寡婦の殉死の由て來りし吠陀の本文が故意に誤られたることを證せりと雖ども、此風習は數百年間印度に行はれて神聖なる宗教上の儀式となり、アクバル帝の如き是を禁止せんとせしも其意を果たすこと能はざりき。初期のイギリス統治者は此宗教的傳説を破らんとせざりしが如し而して一八一七年には寡婦の生きな

がら埋められたるもの、ベンガル領のみにて七百人以上ありきといふ。今日に至るまで印度教徒の聖地とする所には、白き小柱の多くたてたるあり是れ即ちサチを紀念するものなり。然るにキルリアム・ベンチンク卿はヨールバ入及び土人の烈しき反抗に拘はらず、一八三九年十二月四日會議を開きて、寡婦の殉死を懲恤せしものは故殺犯を以て罰することに決せり。タギ(Bag)鎮壓に至てはベンチンク卿及びスレーマン(Sleeman)の力に歸せざるべからず。タギとは世々絞殺を業とする兇徒にして商人若しくは道者の装をなし常に隊を成して諸方を旅行し、残忍なる女神カリに誓ひて其の團結を鞏うするものとす。而じて一八二六年より一八三五年に至る間に、イギリス領印度の諸所にて捕へられたるタギの數千五百六十二人に及びしが、後漸次其の跡を絶つに至れり。

サチ禁止及びタギ鎮壓の外に、著名なる事件二ありてキルリアム・ベンチンク卿の治に關聯す。一八三三年東印度會社の特許狀は更に向三十九年間有効となれり。然れども其條件は會社が東印度及び支那に於ける貿易の獨占を廢し、イギリス人の自由に印度に殖民することを許すべしと云ふにありき。是と同時に印度

政廳の會議員は必ずしも會社員たるを要せざる法定議員を以てし、顧問官を任命して法律を訂正編纂せしめたり。マコーレーは最初の會議正員にしてまた法律顧問官の議長なりき。

一八三〇年ミソルをイギリスに屬せしむるの議起れり。是より數十年を経て一八八一年に至るまでミソルはイギリスに屬しぬ一八三四年クールグ(Coorg)のラジャ政を失したるため、一時激戦起り、爲めにラジャはベナレスに退き、勇敢傲慢なる其人民は來りてイギリス會社の管轄に屬せり。キルリアム・ベンチンク卿の行ひし土地合併は實に此一事あるのみ、而かも是れ人民の喜びて來り投せるものとす。而して卿は一八三五年に至りて總督の職を辭せり。

ベンチンク卿の職を辭するや、サーチャールズ・メトカルフ(後のメトカルフ卿)是に代はりて印度總督となれり。メトカルフは其職に在ること甚だ短かりしが、其前任者の計畫を繼ぎて人民に完全なる自由を與へたり。印度に於ける多數の意見並次に本國政府の希望はメトカルフを以て印度總督としてベンチンク卿の政策を實行するに最も適當なる人物となせり。

されど此時黨派上の激變ありてオートクランド(Ancientland)卿の就任を見るに至り新たに二十年に亘る戦争及び征服の新時代始まれり。然れども卿がシア・シヤジアを以てカブル王となさんとせしまでは平穩無事なりしが如し。而して卿の此企はカブルに於けるイギリス守備兵の殄滅に終れり。

アフガニスタンはガズニ及びゴルのスルタン以後殆ど初めて其自國王を得たり、一七四七年に王位に登りしアーマド・シア・ヅラニ即ち是なり。ヅラニは勇敢なる武人にして、ペルシアの王ナデル・シア・(Nadir Shah)の死後國內の紛亂に乗じて王となり、一七七三年を以て死せしが、是より先きヘラトよりペシアッルにカシミルよりシンドに至る廣大なる一帝國を征服せり。アーマド・シアのバニバト戦争(一七六一年)干與は、マラタ人の征服を阻みてデリーに再びイスラム教君主を見るに至りしが、アーマド・シアは印度に住することを願はず、其アフガン首府カブル及びカンダハルに相次いで其政府を置けり。ヅラニ諸王は子を有すること多かりしが是等は互に王位を争ひて戦死し一八二六年遂に其最も有力なるバラクザイ(Barakzai)族の首領ドスト・ムハムマド(Dost Muhammad)起ちてカブルの王とな

り、自らアミル(Amir)と稱せり。然るにヅラニ系の二兄弟は、ブンジアブ國境のルチアナ(Ludhiana)に通れてイギリスの保護の下にありき。

イギリス政府のアフガンに注目するに至れるは、エルレスレー卿以後に屬す。蓋しエルレスレー卿は當時ラホルに在りし「一八〇〇年」ゼマンシア(Zemán Shah)のアーマド・シアに倣ひて印度を蹂躞せんことを憂ひたればなり。されどランヂト・シングのシク王國強大となりしかば、漸次此憂なきに至り、其後一八〇九年フランスの侵略に對して尙ほ防禦策を講ずるの必要ありしを以て、マウント・ステュアルト・エルフィンストーシ・ミンター卿の命を受けてゼマンシアの兄弟シア・シヤジアの許に至り、是と防禦同盟を結べり。而して此年シア・シウジャは追放に遭ひ、第三の兄弟マームド・シア王位に登りぬ。

一八三七年イギリスの始めてアフガニスタンに干渉せしとき、篡奪者ドスト・ムハムマド・バラクザイはカブルに其權力を確立し、ペシアッル恢復の野心を藏しき。故にアレクサンドル・バーニス(Alexander Burnes)がオートクランド卿の命を受けて、貿易を開かんがために其朝廷に至るに及び、ドスト・ムハムマドはペシアッルを恢復

することを得ば喜びて如何なる要求にも應ずべきを約せしがネトランド卿は
 一層重要な他の目的を有したり。時にロシア人は破竹の勢を以て中央亞細亞
 に進みたり、ベルシヤ軍の如き其力を假りてアフガニスタンの城市ヘラトを圍
 めり。パインスのカブルに至るや、ロシアの使節またカブルにあり、パインスはベ
 シヤソルの事に關してドストムハムマドの要求を満足せしむること能はず、爲め
 に得る所なくして空しく印度にかへれり。是に於てネトランド卿はイギリス
 に便利なるものを以てカブル王となさんとし、當時ルヂアナに在りしアフガン王
 家の追放者シア・シ・シアを選り、此時ブンシアブとシンドとは獨立王國として、
 共にイギリス領印度とアフガニスタンとの間に介在し、シンドはブンシアブに比
 すれば稍、勢力なかりき。故を以てイギリス軍はシア・シ・シアを保護してシンド
 を過ぎ、ボラン(Bolan)時を越えて南アフガニスタンに進み、カンダハルを降し、ガズ
 ニを陥れしかば、ドストムハムマドはヒンヅクシを横ざりて遁れ、シア・シ・シア乃
 ちカブルのバラヒ、サル(Bala Hisar)に入れり。是れ實に一八三九年八月なり。此
 後一二回の戦争ありてドストムハムマドはイギリスに降り、國事犯としてカルカッ

タに送られぬ。而して一八三九年印度總督オークランド男は、其功によりてオー
 クランド伯となれり。

イギリスは已にシア・シ・シアをカブル王となせしも、是によりてアフガン人の
 心を攪ること能はず、アフガン人はシア・シ・シアを以つて外國軍隊の力にて王位
 を得し卑劣なる追放者となせり。イギリス軍は三年間アフガニスタンを占領せ
 しが、一八四一年に至りて大破裂起り、イギリスの代理公使サー・アレクサンダー・バ
 ーンスはカブル市にて暗殺に遭へり。此時ゼネラル・エルフィンストーン(ボムベ
 ー知事たりし良文官兼歴史家マウントスチユアルト・エルフィンストーンと混同
 すべからず)はアフガニスタンのイギリス兵を統べサー・キルリアム・マクナートン
 (Sir William Macnaghten)は其政務官たりき。然るにエルフィンストーンは已に老衰
 して其職に堪はず、マクナートンはアフガンの酋長アクバルカン(Akbar Khan)を以
 て、トムハムマドの長子と會見の際其欺き殺す所となり、イギリス軍は二月を費し
 たる後アフガン諸首領の僞り送れる案内者に隨ひ、嚴冬時を越えて印度にかへら
 んがために進めり。當時相率ゐて發足せしものは戰士四千及び従者一万二千な

りしが其セール(Sial)將軍の守れるシヤラバド(Talabadd)の城寨に達せしときは、存するもの唯ドクトルブライドン(Dr. Brydon)の一人あるのみ。餘は皆白雪皚々たるクルドカブル及びシアグダラク(Jagdalak)の山路に凍死し、若しくはアフガン人の殺す所となれり。而して婦女小兒及び官吏より成る少數の捕虜は、アクバルカンの命によりて厚遇せられぬ。

以上述べたるが如く、第一回のアフガン侵略はイギリス軍の耻辱にあわれり。イギリスの損害は一隊の守備兵に止まりしが而かも雪中行軍の惨状と全軍の殲滅とは人々の注意を惹き其報カルカッタに達して一ヶ月ならざるに、オークランド卿廢せられてエルレンボロー卿是に代るに至れり。エルレンボロー卿は初めカンダハル及びシアラバドの守備兵を撤せんとせしも衆是を喜ばず當時セール將軍を救はんがためにブンシアブを進みつつありしボルロッタ(Pollock)將軍の如き直にカブルに進まんとし、ノット(Nott)將軍またカンダハル退去の命を受けしも迂回してカブルに出づるに決せり。エルレンボロー卿は諸將軍をして一切の責任を負はしめんがために辭を巧にして是に命ずる所あり。是に於てノット將軍は

事敗れなば自ら責任を負ふべきを約し、東南インドス河に退かずして大膽にも北カブルに進めり。苦戦の後ノットとボルロッタとの率ゆるイギリス軍は、一八四二年九月を以てカブルに會し、其大バザル(Bazar)を砲撃し、イギリスの捕虜を救ひ、ドストムハマドの王位を復するに任せて印度にかへれり。此時エルレンボロー卿はソムナト復讐の紀念として、ガズニのマームドの墓より其門を奪ひきたらしめぬ。此門は近世の偽造にして、卿の是を奪ひきたりてブンシアブに誇示せしめたるは、偏に其虛榮心を満足せしめんがためなり。

エルレンボロー卿は兵威を輝すことを好み、由て更に二回の戦争を起せり。一八四三年ミル(Mir)若しくはアミルと稱するシンドのイスラム教諸王は、獨立してイギリスに降らざるの故を以て、サーチャールズ・ナピア(Sir Charles Napier)の破る所となれり、世に是をミアニ(Miani)の戦勝とす。ミアニの戦争は三千のイギリス軍を以て一萬二千のバルキ軍を破りしものにして、印度に於けるイギリス軍の歴史中光彩あるものの一に數へらる。然れども其シンド併呑に至ては正當なる理由あるにあらず。全年宮女の陰謀よりガリオールに王位繼承の争起り、シンドヤ族の

軍隊の破裂を來せしがマハラシプル(Maharajpur)及びパンディヤ(Pandya)の戦にて局を結びぬ。マハラシプルを戦にはマハラシプル卿自ら出る兵を督したる。一八四四年マハラシプル卿は本國政府と印度統治の意見を異にしたるため其召還する所となれり。卿に代はりて印度總督となりしは會て半島戦争に臨みメダニー(Medani)の役に其隻手を失ひし武人サー・ヘンリー・ハーチンズ(Sir Henry Hurd) [後のハーチンズ卿なり。而して此時恰かもイギリスとシク國民との衝突を避くべからざるの形勢ありき。

シク族はマラタ族の如く一國民性を形成するものにあらず、本來宗教上の一派にして、加ふるに軍隊的訓練の拘束あり、由て以て一團結を成すに至れるのみ。シク族の祖はナナク・シアー(Nanak Shah)なり、ナナク・シアーは敬虔なる印度教改革者にして、蒙古人若しくはポルトガル人の未だ権力を印度に植ゑざる頃、ラホルに生れたるものとす(一四六九年)。ナナクは當時の説教者の如く、種姓の廢止、神の一體及び清淨なる生活の義務を説けり。ナナク十世の使徒をゴヴィンド・シンダ(Govind Singh)といひ、一七〇八年其死するや、使徒の繼承絶えたり。シク派の殉教者は殘

忍なるイスラム教徒の迫害を受けしも、尙ほよく不退轉の熱心を以て其信仰を維持し、モグル帝國の滅亡するや、遂に一變して國家的權力を形成するに至れり。而してシク族は北印度にあり、マラタ族は南印度及び中央印度にありて漸次強大となり、遂にモグと帝國を分割しぬ。

ランヂト・シングの起る前、シク・ミスル(Mis) [聯合の諸派は各、其サルダル(Sardar)「會長」を選びて、ストレンジ河岸に封建國を創始せしが中には子孫相傳へて今日に至るものあり。フンジアップのシク王國創始者ランヂト・シングは一七八〇年を以て生れ、二十歳のときアフガン王の命によりてラホルの知事となり、乃ち其の國人の宗教的感濁を利用して自立せんとし、ヨーロッパ人の士官を雇聘してシク軍隊を編製せり。此軍隊は其の堅實と宗教上の熱心とに於て、クロムエルの鐵騎隊以後他に其の比を見ざるものとす。ランヂト・シングはラホルに其の首府を置き、漸次諸方を征服して南マルタン、西ベシアワル、北カシミールに及び、是れに於て獨り東ストレンジ河の其の進路を遮るあるのみ。蓋し一八〇九年には、イギリスの權力已にストレンジ河に至りたるが故なり。ランヂト・シングは其の死(一八三九年)に至るま

て、メトカルフとの協商(一八〇九年)に忠實なりしが其王位を継ぐべき子なかりしかば是に至て相敵視せる諸將諸大臣及び諸王妃の間に争論起り、ラホル爲めに分裂を見るに至れり。當時ブンシアブに於ける唯一の有力者は、アフガニスタンに於けるイギリス軍の敗北後イギリスの士兵と雄を争ふに至りしカルサ(Khalsa)の軍隊なり。ラシヤト・シングの雇聘せるヨーロッパ士官アブテ・ビル(Avitabile)及びコールド(Court)は、シク軍指揮官の職を剝かれ、其權力パンチャヤ(Panchayat) [選任五都督]に移れり。

一八四五年シク軍六万、銃砲百五十挺を提げてストレンジ河を渡り、イギリスの領土に侵入せり。是に於て都督サー・ヒュー・ゴウ(Sir Hugh Gough) 印度總督と共に國境に急行し、三週間に四回の血戦を開けり。ムドキ(Mudki)ノ、ロズミア(Ferozshah)アリツル(Aliwal)及びソトロン(Sohron)の戦是なり。イギリス軍は戦毎に損害を被ふること多かりしが最後の戦に勝ちてシク族をストレンジ河外に逐ひ、併せてラホルを降せり。既にして兩軍の間に和約成り、其結果ラシヤトの子と思はるるメリン・シン(Phulip Singh)立ちてラシヤとなり、シヤランダル・ドマン(Jalandhar Doab)

「ストレンジ・ベアス間の土地」イギリスの有に歸し、シク族の軍隊は其數を限られ、ヘンリー・ローレンス少佐はラホルイ駐劄官に任じイギリスよりはブンシアブを守るために八年を期限として軍勢を送ることなれり。而して總督ハーディングは功によりて貴族に列せられ、一八四八年イギリスにかへりぬ。

次いで印度總督となりしは、ガルハウジ伯後のガルハウジ侯なり。ガルハウジ卿の八年の治は、エルレスレー以後、否寧ろクライヴ以後の總督の治に比して著しき結果を残せり。卿は高尚なる政治家にして正義の念に富み熱心に平和を希望せしが、勢已むを得ず二回の戦争を開き、併呑政策を實行せり。其ブンシアブ及びブルマ出師は廣大なる土地の併呑に終り、ナグプル、オウド及び其他の小國此間にまたイギリスの管下に歸せり。然れども卿の最も深き興味を感じたるは印度の道徳的及び物質的狀態の改善にあり。兩ローレンス及び其補佐のブンシアブの征服地に行ひし行政制度は、イギリス人の行ひし統治中最も成功せしものならん。ブルマはイギリスの有に歸してよりブンシアブにも劣らず繁榮せり。ブルマ及びブンシアブに於けるイギリスの良施設は、ガルハウジ卿實に其基を

ひらきしものにして卿の改革を経ざる政治制度なしといふも不可なし、卿は現に印度に見る如き道路を開き、溝渠を鑿たんがために土木局 (Public Works Department) を置き、此種の最大事業たるガンガ運河を開鑿し、また初めて鐵道を敷設せり。加之紅海とイギリスとの蒸氣船交通を進め、其他郵便、電信を印度に輸入せり。卿が印度を去りて後、其合併政策より起れる騷亂のために、印度人民の是等の恩恵を忘るること速なるに過ぎしは、卿のために大なる不幸といはざるべからず。

ダルハウジ、卿の印度に來りて未だ六ヶ月ならざるに、第三シク戦争 (Punjabs 戦争) 起れり。此時イギリスの士官二人、ムルタンにて暗殺せられしが、不幸にしてラホルの駐劄官ヘンリー・ローレンスは病みて本國に在り、ブンシニアブのイギリス兵は素より熱地に戦ふべき準備とてなく、副官エドワルド (Edwards) 後のサー・ハーバート (Sir Herbert) 獨り鎮撫に力めしも、遂にブンシニアブの總叛亂を見るに至れり。シク族のカルサ軍は再び起ちてイギリスに於て、一八四九年一月十三日、チリアンワラ (Chillianwala) の激戦に、イギリスの失ふ所士卒二千四百、大砲四門及び聯隊旗三流に及べり。然れども本國の援軍未だ印度に來らざるに、ゴークはグシアラト

に戦ひて大に勝ち、シク軍を全滅してイギリスの威名を恢復しぬ。時已にムルタン陥り、シク族の同盟軍たるアフガニスタンのイスラム教騎兵は、また戦敗れて其本土の山中に退けり。是等の騎兵はイギリスを嫌惡するの情より、宗教上の確執を忘れてクシ族と同盟するに至りしものとす。是に於てブンシニアブは一八四九年四月二十九日を以てイギリス領となれり、是れ即ちダルハウジ及び兩ローレンスの始めて統治的才能を顯せし所なり。マハラジャツリブシンガは毎年五十八萬圓の給與を受け、イギリスの紳士として多年ノルフォルク (Norfolk) に生活せり。

一八四九年ダルハウジ伯は侯爵に進みぬ。ブンシニアブ平定に執るべき第一の手段は兵器の沒收なりしが、當時沒收の兵器合せて十二萬以上に及びきといふ。イギリスにては次いで各村落の地租を定め、從來シク族の強取せる税率を輕減し、また簡單なる民法及び刑法を輸入せり。ロバート・ナピアー (Robert Napier) 大佐は道路を開き、溝渠を鑿ち、イギリス領始めて平穩となり、イギリス官吏の權力漸く鞏く、ブンシニアブ全州繁榮の新時代に入れり。故を以て一八五七年の亂にも、ブンシニアブは是に加はらざりしのみならず、忠實に

イギリスのために盡す所ありき。

一八五二年第二ブルマ戦争起れり。蓋しヨーロッパ商のラングーンに虐待せられしものあり、是を争はんがために至れるイギリス軍艦の艦長また侮辱を受けたるによれるなり。此戦に於てイギリス軍は数月の間にラングーンよりプローム(Prome)に至るイラワヂ河の沿岸を占領せり然るにアブ王平和條約を拒みたるを以て、一八五二年十二月二十日下ブルマの征服諸地方をアラカン及びテナッセリムに合併せり。アラカン及びテナッセリムは、一八二六年の第一ブルマ戦争にてイギリスの有に歸したるものとす。

合併後ラングーンの住民は十四倍となり一八九一年ラングーン港の貿易は一八五七年乃至一八五八年に二千三百三十一萬五千五百五十圓なりしもの一八八一年乃至一八八二年には一億一千七百二十三萬七千八百十圓となれり。他の諸市府及び諸地方の繁榮また是に同じ。一八二六年以前には、アムヘルスト(Amherst)縣はシナム王とベグ王との絶えず戦を交えし所にして、其住民年毎に減少したりしも、一八二七年二月タライング(Talaing)の一會長一萬人の從者を率ゐてマウルマイン

(Madain)近傍に來り、兩三年後には移住者二萬を増せり。一八五五年にはアムヘルストの人口八萬三千四百四十六人なりしが一八六〇年には十三萬九百五十三人となり、其後また三十萬千八百八十六人となれり(一八八一年)。また海港につきて言はんに、一八二六年イギリスのアラカン州を併吞せしときアキアブ(Akyab)は貧しき一漁村なりしも、一八三〇年には一小市府となり其貿易七萬圓に及び後一八八一年には其貿易更に二千七百五十萬圓に達しぬ。故にアキアブの貿易は五十年間に殆ど四百倍に上りしものといふべし。下ブルマの人口は一八五五年に百二十五萬なりしが、一八九一年には四百五十萬以上となれり。

印度封建國に對する處置はよくダルハウジ卿の性質を現すものなり。治者は被治者の幸福のためにのみ存在すとは卿の統治に關する最上の原理にして、また卿自ら顯著なる例を示したるものとす。卿がイギリスの統治を以て土着政府に勝るとせしも此原理に従ひたるものならん。忌憚なくいへばエルレスレー卿及び其後任者の取りし保護制度は、決して完全なる効果を收め得たるものにあらず、所謂保護制度は土着諸會長の君權と歳入とを保證するものなりと雖も、諸會長

は是によりて其權力を濫用し、其臣民を壓制することを得るものなり。故に後見を教はんがために、ギクトリア女皇の世に至りて其封建諸侯伯に大なる責任を負はしむることとせり。然れどもダルハウジ卿の時代には、因襲の久しき其古制度の悪結果最も甚しかりしが故に、卿は土着諸會長を以て、公明正大なる手段によりて廢すべきものと認むるに至れり。元來王位なるものは其正統相續者の相受けて初めて信あるものとす。是を以て失政の結果民心の離背を招き、若しくは正統相續者を有せざるに至りし王朝を庇護すべきの理由あるべからず。然るに印度の習慣に従へば、義子は全然實子と其資格を同うし、父の葬儀を營み、父の遺産を継ぎ、一切死者の權利を相續す。此事たる歴史的事實として見るも、また政治的便宜として見るも、不合理なる王位繼承を許すものにして、門地なき騙者に多數生靈の幸福を委するが如き此種の權力を認むること能はず。是に於てダルハウジ卿は其統治に關する原理に據りて思へらく、誤謬不正なる王位繼承はイギリスの統治より來る恩恵に若かずと。

ダルハウジ卿は土着會長に男嗣子ある時に限り、其父の私産及び公權を相續

することを承認せり。然れども若し義子のみなる時は其私産は兎も角も其國家の統治權を繼ぐを許さず。卿は土着政府を以て公信用の上に立たざるべからざるものとし、また王位相續の正當權利を有する男嗣子なきときは、其相續一にイギリスの裁決を仰ぎ、死者一族の利益よりも人民の利益を計るべきものとせり。卿思へらく、是等の利益を收めんとせば、人民をイギリスの直轄に屬せしめて是を保護せざるべからずと。

以上の原則によりて初めてイギリス政府に屬するに至りし國はサタラ(Satara)なり。サタラは一八一八年ベンツの亡ぶるに及び、ヘスチングス卿の新たに經營したるものとす。ツブジの最後の代表者たるサタラのラシアは、一八四八年子なくして死せしかば、イギリスにては其臨終にたてし其義子を廢せり。是れ翌一八四九年の事なり。同年イギリス本國政府にては附屬侯國と保護同盟國とを區別し、カラツリ(Karauli)のラシプト國を除けり。一八五三年ジャンシ(Jhansi)國はサタラ國と同じ運命に遭ひぬ。然れどもダルハウジ卿の主義の最も著しく適用せられたるはナグプルなり。ナグプルにてはマラタ・ボンズラの最後の王、一八五三年

を以て死せしが、其後を繼ぐべき實子若しくは義子なかりしかば、其領土イギリスに歸して中央諸州となれり。此年イギリスの統治權はまたベラルに及べり、蓋しハイダラバドのニザムがイギリスに支拂ふべき補助金の抵當として是を交付したるによるなり。此外一八五三年には他の三王朝滅亡したり、即ち南端に於てはカルナチクのナワブ及びタンジルのラジャ、共に嗣子なくして死せしかば、其王位其年金、是に伴ひて消滅せり。然れどもイギリスは尙ほ其遺族の給與を存したりき。北部に於ては、パシラオ(Besirao)一八一八年を以て其位を失ひ、一八三五年に至るまで八十万圓の年金を得て生活せり、而して其義子ナナサヒブは唯其貯蓄金を繼ぎたるのみ。

ダルハウジ卿は更に他の理由によりてオウドの王國をイギリスに合併せり。是より先き一七六五年シジャウド・ダウラ、オウドのナワブ・ラヂル「のオウドをクライヴに得るや、イギリス軍隊のその王朝を保護するありて内憂外患爲めに跡を絶ちしかば、世々のナワブ意漸く驕り、入ては酒色を肆にし、出てては臣民を虐げ、其稱すべきもの唯イギリス政府に忠誠なりし一事あるのみ。元來オウドの地たる、ガ

ンガ、ゴグラ(Gogra)兩河の間にありて、其農民の數今日にては世界殆ど比なければども、當時無政府の狀態數世に亘りしかば、印度總督は是に關して自ら決する所なかるべからざるを感ぜり。是より先きイギリスにては屢、ナワブ「一八一九年以後シアー(王)と稱す」に警告する所あり、ベンチンク及びハチングの如き是を感嚇すること一再にあらざりしが、今やダルハウジ卿其威嚇を實行せざるべからざるに至れり。是に於て卿は事情を具して本國政府の裁決を乞ひしに、躊躇久しくして竟にオウドを合併するに決せり。卿思へらく、危険なる此種の事業を後任者に遺すは不正なりと、されど本國政府の緩慢は徒らに時日を消し、爲めに卿の爲すべき日子僅かに二三週間を存するのみ。然れども卿はオウド合併を以て、堅く其人民に對する義務なりと信じ、乃ち自ら記していはく、予はオウドの人民に自由と幸福とを興ふるの神意に合ふべきを信じ、嚴かに且つ慎みて予の義務を實行せんとす、と。

故にダルハウジ卿は一八五六年其職を退きし年の初、ルックノー「廷の駐劄官アウトラム(Outram)後のサー・ジェームス(Sir James)」將軍に命ずるにオウドの占領を

以てせり。其理由にはく、イギリス政府にして若しオウドの政を失ひ、多数生靈の塗炭に苦むを默視せば神人の怒を招くを免れざるべしと。是に於て一八五六年二月十三日、イギリスはオウド合併を宣せり。オウドの王ワジドアリ(Wajid Ali)は其廢位を認めざりしも、力及ばずして遂にイギリスに屈し、本國政府に上告したる後、年々百二十万圓の年金を得て、カルカッタ附近に移り住めり。是に於てオウドは一兵に歸らずしてイギリスの合併する所となれり、此手段はダルハウジイ卿の私かに誇る所なりと雖も、思ふに其行動中最も土人の輿論を動かせしものありしならん。

ダルハウジイ卿は一八五六年四月を以て其職を辭す、時に年僅かに四十四歳なりしが、疾を得て本國にかへり、遂に一八六〇年を以て死せり。ホルンウオルリス卿を除けば、ダルハウジイ卿はイギリスの政治家中、印度のために熱血を瀉ぎて斃るに至りし第一位の總督にして、印度にイギリス統治の建設を完うしたるもまた卿なりと云はざるべからず。印度帝國は第十九世紀の前四半期に、エルレスレ卿及びヘスチングス卿の構成せしものにして、一八四三年にはシンドヌ是に加

はりしが、ダルハウジイ侯はオウド、中央諸州及び印度内の諸小國をイギリスに併せ、また西北國境に於けるブンシアブの外領及びイギリス領ブルマの富裕なる部分を取しぬ。

ダルハウジイ卿の職を辭するや、其友人カンニング卿是に代はれり。カンニング卿は本國政府員の催にかかる送別の宴に豫言的演説をなして曰く、予は平和を望む、然れども印度の天には掌大の雲起りて漸次其象を大にし、遂には風雨雷霆を呼びて吾人を壓せんとするを忘るること能はずと。果せるかなカンニング卿赴任の翌年、ベンガルの土兵騒亂を起し、バトナよりデリーに至るガンガ河畔の地方は忽ち砲煙彈雨の蔽ふ所となれり。

第四十三章 土兵の亂 (一八五七年)

土兵騒亂の原因はヨーロッパ人に明知せられざれども、事の此に至れるは土人の恐慌に出でたるが如し。ダルハウジイ卿の合併政策はもと土人開發の意に出でたるものなるも、土人より見れば忌むべき限りにして、教育の普及、蒸氣機關及び電

線の現出は、印度の文明に代ゆるにイギリスの文明を以てする深き計略と見えしも無理ならず、就中ベンガル土兵の如きは、他に比して自らイギリスの計略を知ること多しと思へり。ベンガル土兵の多數は、高等の印度族にして、オウドより募られたるものなるが、イギリスの西境に行ひし改革を以て其國民性を破壊するものとし、第一に合併の結果如何なるべきやを憂慮せり。土兵は思へらく、イギリスのブンジアブを征服したると全印度の平穩なるとは皆是れ吾等の剛勇によると。時恰かもイギリスのために其位を失ひし諸君主若しくは其嗣子及び寡婦の、土人の不滿不安の念を利用して事を擧げんとするあり。是等の人々は此頃クリミヤ戦争の事を傳へ聞きて、ロシアがイギリスの不倶戴天の讐なるを知り、乃ちイギリスの給與する年金を以てロシア陰謀家の助力を買ふの資となしぬ。

他方に於てイギリス會社は土人の教育あるもの、才能あるもの若しくは忠實なるものを採用して、充分是に高位を與ふることをなさず、其任用皆低地位に限れり加之印度に官吏の生活を送るものに與ふる賞與は當時イギリス人の獨占する所にして土人に及ばざりき。騒亂の將に起らんとする前サ！ヘンリー・ローレンス

は、軍隊か論行功賞によりて其任に適する土人士官の功名心を満足せしめざるを指示し、此事たる諸種の危険を誘起するものなるを主張せり、しかれども其警告は後に至るまで人々の注意を惹かず、騒亂已に起るに及びて想起せられたるのみ。

サー・ヘンリー・ローレンスはカンニング卿の身邊に起れる偶然の事件のために假總督となりしが其後印度政府のイギリス會社よりイギリス皇室に移るに及び、女皇の宣言は癡にローレンスの論じたるを確實なるものとなせり。女皇の寛仁なる語にいはいはく、イギリスの臣民たるものは其種族及び信條の如何を問はず、其教育才能に應じて適當なるイギリスの官吏たるを得べし、是れ實にイギリスの意志なりと。イギリス會社の世には此種の寛大なる政策印度に知られざりき、故を以て一八五七年の土兵の亂に印度諸王の多數、就中其位を失ひし諸王朝は起ちてイギリスに抗し、イギリス會社の土人士官また其君主に忠實ならず、其運命に關しては恰かも秦人の越人の肥瘠を見るが如くなりき。

以上述べたるが如く印度の形勢甚だ穩かならざりしが、此時土民軍の間に一風説傳はれり。曰く、ベンガルの諸聯隊に給せし火薬包は豚の脂を塗りしものなり。

と。豚は印度教徒及びイスラム教徒の見て以て不淨の動物となせしものなり、イギリスにては其無根なるを論證せしも士兵の心を鎮むること能はず、火は夜毎に士兵の營所に起り、イギリスの士官是かために辱められ、信託地に墮ちて残るものは唯訓練の形式あるのみ。

加ふるに騒亂の起れるとき土民軍には最良の士官あらざりき。是より先きダールハウジ卿の定めし大帝國を統轄するには文官の力足らざるを以て、適當なる武官を選びて是に任せしが此慣例遽かに發達しオウダ、ブンシアブ、中部諸州及びイギリス領ブルマの如き、イギリス會社の諸聯隊より選拔せし士官の統轄する所なりき。故に熟練なる司令官全くなさにあらざりしも顯著なる知識と鞏固なる意志とを有する多數の士官の土民軍を去りしは争ふべからず。同時に印度のイギリス軍隊はダールハウジ卿がイギリスの支配を安全にするに必要なりと論ぜしよりも其勢力遙かに減ぜられたるを見る。實にロンドンにては此問題に關する卿の熱心なる説明を願るものなくまた大改革の士兵并びにイギリス兵に必要なることを叫べる陳述に耳を假すものなかりしが時恰かも火藥包に關する恐惶

が土民軍の間に傳はりて騒亂遂にベンガルに破裂せり。

一八五七年五月十日(日曜日)の午後、メールト(Meerut)ニシテ(Mirath)の土兵公然騒亂を起し、獄舎を破りて囚徒を放ち、狂瀾の勢を以てイギリス兵の駐屯所に進みヨーロッパ人に逢へば乃ち悉く是を殺せり。次いで士兵はデリー附近の市府に侵入し其土着守備兵及びデリーの罪囚を煽動して騒亂に加はらしめ、遂に其王位を失ひしモグル帝の下に集まれり。當時メールトは北印度に於ける最大の軍隊駐屯所にして強力なるヨーロッパの守備兵在り、故に暴徒のデリーに至るに先だち是を鎮壓するに足るの力ありき。然るに騒亂の起るや、イギリスの士官は徒らに躊躇遠巡して手を下さず、唯是をデリーに電報せしのみにして其夜何の爲す所なかりしは愚といふべし。此隊若し強固なる意志を有するもの一人あらば、能く全印度を救ふべかりしにメールトのイギリス軍中是を思ひ、若しくは行はんとせしものなかりしは聊か奇異の感なき能はず、翌朝デリーのイスラム教徒また起ちてイギリスに抗せり。是に於てヨーロッパ人のメールトに爲し得る所は、唯火藥庫を爆發して以て敵を防ぐの一法あるのみ。

暴動は西北諸州及びオウドより燎原の勢を以て下ベンガルに及び到る處にキリスト教徒を殺し時には婦女及び小兒を戮せり。獄舎は其破る所となり其財寶は掠むる所となり暴徒の勢益々猖獗を極めたり。唯ベンジヤブにはサー・ジョン・ローレンス及び其副官エドワルド・ワルツ及びニコールソン(Nicholson)を以て其顯著なるものとすありて防備を嚴にし兵器を沒收せしかば事なきを得たりき。シクの人民は暴徒に與みせずイスラム教徒はアフガン山地より來りてイギリス軍に助力せり。斯くしてベンジヤブはデリー包圍の際其守備兵の一部を出だしてイギリス軍に加らしめぬ。下ベンガルにては土兵の大部騒亂を起し道を分ちて四方に進撃せり。マドラス及びボムベの土兵は全部騒亂に與みせずしてイギリスの旗下に留まれり。中央印度にては大會長早晚暴徒に與みし唯ハイダラバドのイスラム教國のみ其名相サー・サラル・ジヤング(Sir Salar Jung)の意見にてイギリスのため盡す所ありき。

土民軍の大部はコロンバル、ラクノー及びデリーの周圍に集まれり。コロンバルの屯所は一大隊の土着守備兵を包容す而してコロンバルより程遠からざるビ

トウルにはブンツ・パンナ(Dundhu Panth)の宮殿あり。ブンツ・パンナは最後のベンシワの嗣子にして、ナナ・サヒブの名は即ち其別名なり。ナナ・サヒブは初めイギリスに忠誠を表せしも六月六日土兵のコロンバルに蜂起するに及び自ら其首領となりてマラタ族のベシワと稱せり。當時コロンバルのヨーロッパ人は兵士よりも婦女及小兒多かりしが是に至て急に濠を鑿ちて籠城し六月の炎天殊死して戦ひ防衛十九日に及び。然れども不幸にして統率者なかりしかば超えて二十七日ナナのアルラハバドに至る護送船を送るべしと云ふを信じて是に降り同勢四百五十人小艇を舩してガンガ河に泛びしもナナの部下は兩岸より發砲して是を虐殺し難を免れたるもの僅かに一艘あるのみ。是に於て生殘せるもの四人河を泳ぎてイギリスに好意を表するラジヤの許に投じ、次いで百二十五人の婦女及び小兒は七月十五日同じ運命に遭ひぬ。

此時サー・ヘンリー・ローレンスはオウドの長官(Chief Commissioner)なりしが豫め暴動の起るべきを想ひてラクノー駐劄館の防備を嚴にし七月二日ヨーロッパ人及びイギリスの一小聯隊を率ゐてラクノーを退けり。其後二日ローレンスは破裂驛

のために重傷を負ひしが、而かも辭かに形勢を按じて要害の地に據り、九月二十五日ハッロタ(Havelock)及びアットラムの援兵至るまで、能く寡を以て衆に敵し、防戦甚だ努めぬ。然れども援軍また新たに起れる暴徒の圍む所となり、超えて十一月サー・コリン・カムベル(Sir Colin Campbell)後のクライド(Clyde)卿のラクノーに來たり、守兵を救ふに及びて十一月十六日始めて蘇生せり。イギリス軍は急に應せんがために退却し、一八五八年三月始めてラクノーを恢復しぬ。

德里包圍はメーラトに騷亂起りてより一ヶ月後に起りしこととす(六月八日)。然れども是れ通常世にいふ包圍とは異なるものなり、何となればイギリス軍の德里に陣するもの八千を超えざるに、城内の叛徒三萬以上ありたればなり。八月中旬ニコルソンは援兵を率ゐてブンシアンブより來りしが、其出陣は其率ゐきたりし援軍よりもイギリス兵を鼓舞するの力ありき。九月十四日攻撃の命下り、決戦六日の後イギリス軍は再び德里を占領せり。其翌日騎兵隊の隊長ハドソン(Hudson)は前のモグル帝バハッル・シアー(Bahadur Shah)及び其諸公子を追へり。バハッル・シアーはイギリス軍の捕ふる所となり、國事犯としてラングーンに護送せ

られ一八六二年を以て死しぬ。然るに叛徒は德里附近に於ける諸公子の幽所を襲ひて是を奪はんとせしかば、ハドソンは已むを得ず自ら諸公子を統殺せり。德里陥りラクノー救はれてより、約十八ヶ月間印度の諸所に戦争ありしが、而かも已に其戲曲的興味を失へり。オウダ及びセルカンドの人民は、オウダのベガム、パレールリーのナワブ及びナナサヒブのために煽動せられて、土兵の騷亂に應ぜり。オウダ及びビロヒルカンド地方に起れるものは、軍隊の騷亂よりも奪る人民の一揆なりき。サー・コリン・カムベル(後のクワイド卿)はオウダ出師に二回の冬を送れり。此時ネバルのシル・シヤング・バハッル(Sir Jang Bahadur)は其グルカ兵に將として來りてイギリス軍を授け、諸所の市府を占領し、城寨を破壊し、一八五九年一月、此方面の騷亂全く鎮定せり。

此間にサー・ロニー・ローズ(Sir Hugh Rose)後のメーラトネーレン(Sirachnairn)卿は、ムヘトの軍隊を率ゐて中央印度に戦へり。ローズの最も恐るべき敵はラニ(Rani)「シアンシ(Jhansi)の公王」及びタンチアトヒ(Tantia Topi)なりしか、シヤンシの公王は一八五八年六月自ら出てて其軍を督し、奮戦して死せり。タンチアトヒは諸所に轉

戦したる後部下の内應に會ひて遂に斃れぬ時に一八五九年四月なり。

士兵の亂は創立以來二百五十餘年を経り印度會社の運命を定めぬ。初め會社がエリザベス女王より結社組織の特許を得たるは一六〇〇年にして其政治的權力を得印度政府の構成を見るに至りしは、ノールス卿内閣の通過せし一七七三年の職務令によるものとす。此法令によりてベンガル知事は總督に昇進し四人の評議官と共にマドラス及びボンベイの政府を監督し、宣戰講和の問題を決するに至れり。加之高等法院(Supreme Court of Judicature)カルクタに成り、イギリスの任命にかかる裁判官其事務を執り規則及び條例を造るの權力は總督と評議官との有せし所なりき。次いで一七八四年ピットの印度案(India Bill)出て監督局(Board of Control)成りてベンガル政廳の權力は他政廳を凌ぐに至りぬ。

一八一三年の新特許狀は會社の印度貿易獨占を禁じ、其精力を印度人民の良政府たるに灑がしめぬ。一八三三年の布告は、新たに其特許狀を以て二十年間有効のものとし、其支那貿易を禁ぜり、加之印度政府の構成に大改革を促し、評議官には新議官を加へたり。新議官は必ずしも會社員中より選ぶを要せざりしが、是等は

初め法律條例制定の會議に列したるのみ。新特許狀はまた會社が本國議會の制定せる諸法案を遵守し、且つ本國政府の命令を奉ずべく印度に於て法律顧問會議を開くの權と、總督は各地方駐在長官に立ちて兵政共に之を統率するの權とを附與せられき。而して最後の特許狀(一八五三年)は其年限を定めず、唯議會の至當とするまで會社の繼續するを得ることとせり。此時監督廳の定員を減じ、其文官任命の權を奪ひ、由て以て印度に官吏たらんとするもののために自由競争の路をひらけり。

印度の統治權を會社に奪ひて英皇帝に移せし印度良治法案(Act for the Better Government of India)〔一八五八年〕は、監督官(Director)の反抗と議會に於ける黨派の論難とを経て通過せり。是によれば内閣大臣の一人イギリス皇帝の名を以て印度を統治し、十五人の評議官是を賛くるものとす。總督の名稱は是に至て副王となり、士卒合せて二萬四千に近き會社のイギリス軍隊は新たに皇室に隸屬し、印度の海軍また廢止せられぬ。西紀千八百六十一年印度評議會法(Indian Council Act)によりて總督の評議會、マドラス及びボンベイの評議には、官吏ならざる土人若しくはイ

ギリス人の議官を見るに至れり、是れ即ち立法上の目的に出でたるものとす。また全年通過せし他の法律によりて、政廳所在地の古高等法院 (Supreme Court) は大審院 (High Court of Judicature) となれり。

第四十四章 イギリス帝國治下の印度

士兵の騒亂を平らげ平和的革命を促すはカンニング卿の任務なりしが、卿は危機一髪の際にありて平然其恒心を失はず事に處する極めて公平なりしかば、利害を異にする黨派の或は是を褒し或は是を貶するありて、毀譽實に紛々たるの狀なりき。當時卿を嘲りて寛大なるカンニング (Clemency Canning) とするは、今日卿の名譽として記憶せらる。一八五八年十一月一日、卿はアルラハバドにて行はれたる大ダルバル (Darbar) に、イギリス女皇の印度統治を宣したる布告を發表せり。此布告は印度人民の大憲章 (Magna Charta) とも云ふべきものにして、イギリスの施政の方針公平と宗教上の寛容とにあること、また全國に大赦を行ひて直接イギリスの臣民を殺したるものを除き、他は悉く是を放免することを宣した

るものとす。平和の全印度に布告せられたるは實に一八五九年七月八日なり。此年の冬カンニング卿は副王として北方諸州に赴き、諸侯伯及び諸酋長の臣服を受け其權利を保證せり。

イギリスにては士兵の叛亂を平ぐるために約四億圓の負債を醸しました軍制を改革したるために年々約一億圓の費用を増すこととなれり。此不足を補はんがために評議會の財政官として赴任せしものは、有名なる財政家ジェームス・キルソン (James Wilson) とす。ジェームス・キルソンは海關税を再興し、所得税及び免許税を課しました政府の紙幣を發行せり。不幸其事業半ばにして死せしが、其名聲尙ほ最大最初の印度財政官として今日に残れり。ベンガル農民の土地所有權を保證するベンガル借地法 (Bengal Tenancy Act) は、一八五九年カンニング卿の庇護の下に通過せしものなり。一八三七年マコーレーの起草せし刑法は、一八六〇年に至りて法律となり、翌一八六一年には民法及び治罪法發布せられたり。

カンニング卿は一八六二年三月を以て印度を去り、歸來一ヶ月ならざるに病んで死せり。然るに卿の後を襲ひしエルジン (E. J. Seligson) 卿は、其後僅かに一年餘在世せ

しのみ、而してヒマラヤ山地のダラムサラ(Dharmsala)は即ち卿の死せし西紀千八百六十三年十一月所にして、又其骨を埋めし所なり。

エルシン卿に次ぎて印度副王となりしは、ブンジアブの教主サー・ジョン・ローレンス(Sir John Lawrence)なり。ローレンスの在職中に起れる重要事變はブータン(Bhutan)戦争、ベンガル東北境のドワル(Duar)合併一八六四年及びオリッサの大飢饉一八六六年なりとす。其後一八六八年より翌一八六九年に亘るブンデルカンド及び上ヒンヅスタンの飢饉に、ローレンス卿は印度の歴史ありて以來始めて次の如き主義を提供せり。曰く、印度政府の官吏たるものは各自出來得るだけ餓死を免かるべき手段を取る責任あるべしと。此頃またオウド農民の狀態に關して調査起り其習慣的權利を正當と認むる主旨を以て一法令の通過ありき。アフガンの土地はドストム・ハマドの諸子間に起りし戦争後、ローレンスが其アミルたるを認めたるシェルアリ(Sher Ali)の有に歸せり。一八六六年商業上の危険起り、痛くベンガルの茶業に影響し、餘波ボムベーに及べり。其後一八六九年二月印度官界の有らゆる階級を歴し、ローレンスは副王の職を退きてイギリスにかへり、功を以て貴

族に列せられしか、遂に一八七九年を以て死し、エストミンスター寺院(Westminster Abbey)に葬られぬ。

メーヨー卿は一八六九年を以てローレンスの後を襲ぎ、印度の物質的進歩を促せり。シェルアリのアフガニスタンのアミルたるを認めしアムバラ(Ambala)ダールは或意味に於てローレンス卿の端を開きしものなれども、其完成一八六九年に亘は是をメーヨー卿の力に歸せざるべからず。一八六九年より翌一八七〇年に亘るエデンバラ(Edinburgh)公の印度巡遊は深く土人の心を喜ばしめ、イギリス皇室に對する封建的諸侯伯の忠義心を鼓舞せり。メーヨー卿は種々統治上の改革を行ひ、農務省(Agricultural Department)を設置し、各州徴稅(Provincial Finance)の制度を創始せり。其結果四方自治制の發達を促し、印度の歳入を増し、イギリス行政官の責任を重くし、印度人民の政治思想を警醒せり。卿はまた鹽稅改革の基をひらきぬ。故を以て其後任者は從來州と州とを分ちまたイギリス領印度と封建諸國との貿易を阻害せし古境界を打破するを得たり。加之卿は道路を開き、鐵道を敷き、運河を鑿ち出で以て印度の物質的進歩を促し、ダルハウジ卿の起せし公共事業を

完成せり。卿の勇氣に富めるや、印度の氣候及び其従へる大事業に屈するをなく、精勵刻苦親しく遠隔なる諸州を巡視して汲々是がために計る所ありき。然れども不幸にして一八七二年アンダマン島の殖民地にて一刺客の殺す所となれり。メーヨ、卿の死するや、財務省内才幹無比の稱ありしノールスブルク卿是に代はれり。卿の副王たりしとき下ベンガルに饑饉大(一八七四年)起りしが、卿は國庫救助の法を以て巧に是を救へり。パロダのマラタガエクワルは一八七五年其失政及びイギリス駐劄官毒殺の嫌疑を以て卿の廢する所となり、其種族の一幼見其所領を繼げり。一八七五年より翌一八七六年に亘り、エールス(Viceroy)皇子即ちイギリス皇儲の印度巡遊あり、此巡遊が印度人民の忠義心を喚起したると實に前古無比にして、其封建的諸侯伯の如き、初めて古印度帝國の盛世に會へるを感ぜりといふ。一八七六年リットン卿ノールスブルク卿に代はれり。一八七七年一月一日、モグール帝國の古首府德里に、印度女帝の即位を宣する盛典を舉行し、諸侯伯及び諸高官皆是に列りしが、此間に南印度に飢饉起れり。是より先き一八七六年には、定時風の雨を齎すこと少かりしが、翌年には降雨是に比して更に少かりき。此旱魃

はデッカンよりコモリン岬に及び、後には北印度にも及びて遂に前古未曾有の大飢饉を起せり。此時海陸より穀類を飢饉地に輸し、イギリス政府にては總計一億一千万圓を抛ちて其救済に盡す所ありしも、飢饉及び飢饉より來る疾病のために生を失ひしもの無慮五百二十五万に及びり。

一八七八年の秋再びアフガニスタンに事あり。是より先きアフガニスタンのアミルとなりしシエルアリは、ロシアと謀を通じてイギリスを疎んじ、ロシアの使節を迎ふるに禮を以てせしに拘はらず、イギリスの使節をば其國內に在ることを拒めり。是に於て戰端啓け、イギリス軍は路を分ちてカイバル、グラム、及びポランの三方より進み抵抗を受くることなくして其内部の門口を占領せり(一八七八年)。シエルアリ乃ち遁れてアフガン、トルキスタンに死しぬ。一八七九五月、イギリスとヤクブカン(Yakub Khan)「アリの子」との間にガンダマク(Gandamak)の平和條約成り、イギリスの領地は時に至るアフガンの邊疆に延び、イギリスの官吏はカブルに駐劄するに至れり。然るに其後數月にして、イギリスの駐劄官サールイス・カヴァナリ(Sir Louis Cavagnari)は、ヤクブカンの欺く所となりて其護衛と共に死せしかば(一

八七九年九月、是に於て第二回の戦争起り、ヤクブカン虜となりて印度に讎送せられ、カブル及びカンダハルはイギリス軍の占領する所となれり。アフガンの諸部族は擧げてイギリス軍に抗し、カブルの守備兵を苦めしも、一八七九年より一八八〇年に至る「サー、フレデリック・ロバートン」(Sir Frederic Roberts) 擊ちて是を却けぬ。

此時イギリス本國にては普通選挙の結果、保守黨内閣の敗北となれり。由りてリットン卿は本國の内閣と共に副王の職を辭し、リボン(Ripon)侯是に代はれり。時に一八八〇年四月とす。此年の夏イギリスの軍隊はアユブカン(Ayub Khan)のハト勢とマイワンド(Maivand)〔カンダハルとヘルマンド(Helmand)河との間にあり〕に戦ひて敗北せしかば、イギリスの將軍サーフレデリック・ロバールツはカブルよりカンダハルに進み、一八八〇年九月一日、アユブカンの軍を全滅して是に報せり。イギリスにてはドストムハムマドの血統を代表する最年長者アブズルラーマンカン(Abdur Rahman Khan)を擁立してアミルとなせしに、一八八一年イギリス軍のカブルを退くや、アユブカン再び叛亂を起せり。されど幾許もなくして亡び、アブズルラーマンカン依然アフガニスタんに君臨せり、一八九二年六月。リボン卿は一八

八一年以後、平和の鞏固となれるを見、此機に乗じて内政の改革を斷行せり。一八八三年は、實に卿の改革につきて記憶すべき年とす。卿は土語出版法 (Vernacular Press Act) を廢し、土着新聞の公共問題に關して自由に論議することを許せり。卿の地方自治制は土人の政治的生活に新紀元を開きたるものと云ふべし。卿は同時に普通教育擴張の目的を以て學務員(Education Commission) を置き、是によりて土人をして安全に自治の権利を行使するに耐へしめんと計れり。卿はまたベンガルに土地法(Land-legislation)の基礎をひらけり。是れ即ち其後任者ヅッファリン卿の世に法律となりしものとす。一八八二年リボン卿の財務官(Finance Minister)サー・エエリン・ベリンダ(Sir Evelyn Baring)は綿の輸入税を廢し、また二三を除きて印度の輸入税を全廢せり。サー・エエリンは一八八三年を以て印度を去り、カイロ(Cairo)のイギリス駐在應の高官となりしが、印度の人民皆其去るを悲みぬ。

一八八二年印度土民軍の一隊イギリス兵を援けてエジプトを占領せんがために出發せしが、此土民軍は陣營にありてはよく辛苦に堪へ、戰場にありては極めて勇敢なりき。此後印度士卒の選拔隊、イギリスに至りて熱心なる歓迎を受けぬ。

リボン卿は夙に廢務省を再興し、飢饉を防ぐの策を講ぜり。一八八四年卿は其部下の官吏をイギリスに遣し、議會の委員會(Parliamentary Committee)に印度鐵道の延長に關する意見を述べしめたり。卿は一八八四年の末に其職を辭しぬ。ヨーロッパにては卿の地方自治振興に關する或手段及び籍をイギリスに有するものの罪を犯せし場合は、土着の高級裁判官をして其審問に與からしめんと、提議を以て一般に印度の現狀に適せざるものとなせり。然れども其早晚實行せらるべきは疑ふべからざる事に屬す。以上述べたるが如く、リボン卿は印度の人民を愛撫せしが、人民はまた是を徳として卿を愛慕したりき。

ゾッファリン伯は一八八四年リボン卿に繼ぎて印度副王となり翌一八八五年の春、アフガニスタンのアミルを款待するためにラワル・ピンヂ(Rawal Pindi)に盛大なるダルバルを行ひ、由て以て其交情を温めぬ。此年の夏イギリス、ロシアの間に戰端啓くるの兆あり、土着諸國爲めに其軍隊と糧食とをイギリス政府に供するに決せり。一八八五年の末、上ブルマのテハツ(Thabau)王、事多く其處置を誤り、イギリスの臣民を虐待し、全然平和の提議を拒みしかば、イギリスにては是を伐たんがため

にブレンダウガスト(Prendergast)將軍を遣はし、其の王位を奪ひて印度に移せり。一八八六年一月一日、テバウ王の領地をイギリスに併せ、其後幾許もなく下ブルマと共にイギリス領の一州となし、是に民政官(Chief Commissioner)を置けり。同年またブンシアブに於けるバニバトの戰場に大演習あり、イギリス政府にてはガリオルの城寨を其世襲會長マハラジャシンドヤに還附せり。一八八七年に上ブルマのイギリス領漸次平穩となり、ダカイト(dakaiti)の諸隊解散せり。同年全印度の人民は熱心にヴィクトリア女皇の即位五十年式を祝しぬ。此時大に土着官吏を高級の行政官に任用するの議起れり。ゾッファリン伯は一八八八年を以て其職を辭し、功によりてゾッファリン及びアブ(Ava)侯の爵を授けられぬ。

次いで印度副王となれるランスダウン卿は今やイギリス外務大臣の職にあり。卿の印度にある時、印度西北境の防備堅固となり、侵略者復たアフガニスタンより峠を越えて印度に來ること能はざるに至れり。同時に土着諸會長は以前に比して印度の軍隊に重要な地位を取るに至りぬ。是等の會長は國防に要する金錢及び軍隊をイギリスに獻せんことを乞ひ、ランスダウン卿の受理する所となれり。

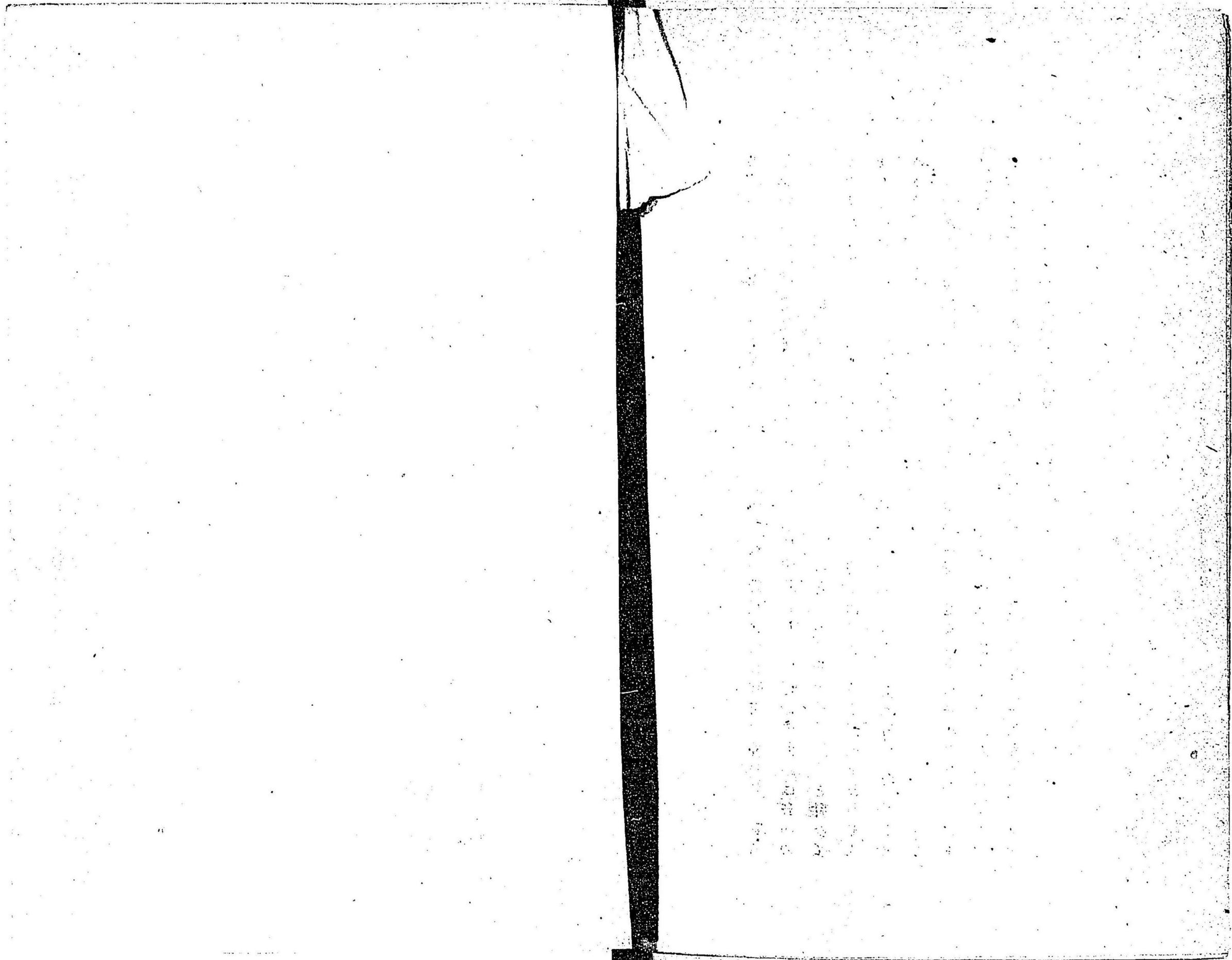
されば多数の封建諸國は精銳なる諸聯隊を有し、戰時にはイギリス政府のために盡す所あるべし。是等の軍隊は毫もイギリスを累はすことなく、唯土着諸侯伯のイギリスに忠誠を表せんがため、喜びて是を獻じたるものなるのみ。

土着諸侯伯の誠實を以てイギリス帝國に盡すこと前已に述べたるが如し。然るにイギリス領諸州の人民はまた地方自治の課程を學び、過去三十年間に市會及び縣會の全印度に成りたるを見る。市會議員及び縣會議員は主もに土着の紳士より成り、其多数は市民の選出にかゝるものとす。是等の市會及び縣會は地方行政の大部分を掌り、其立法的権力と其實行的能力とは日を逐うて増進しつつあり。同時に印度全國の選出にかゝる代議士の國會(National Congress)は、一八八六年以後、毎年十二月、カルカッタ、マドラス、ボムベ、及びアルラハバドの如き一州の首府に開設せらるゝに至れり。此同會は副王の會議及び州の立法會議に土人をも參與せしむるの至當なるを論じ、また其議員を從來の如く悉くイギリス政府の任命に限らずして國民の選出にかゝるものをも是に加へんことを望めり。一層進歩せる國會の一黨派は、立法會議の議員を定むるに普通選舉法を採用せんことを主張し

ぬ。一八九二年イギリス議會は印度立法會議の議員を増し、官吏以外の分子をも是に加ふるの法案を可決せり。然れども議員選舉若しくは任命の問題は、各州の必要及び事情に應じて地方政府の決すべきものとしぬ。此政治的運動と并びてイギリス政府にては印度人の社會的及び家族的生活に於ける惡習慣を改革せんとし、印度寡婦の強ひて獨身を守ること、幼年者の結婚することを禁せんと力めつゝあり。

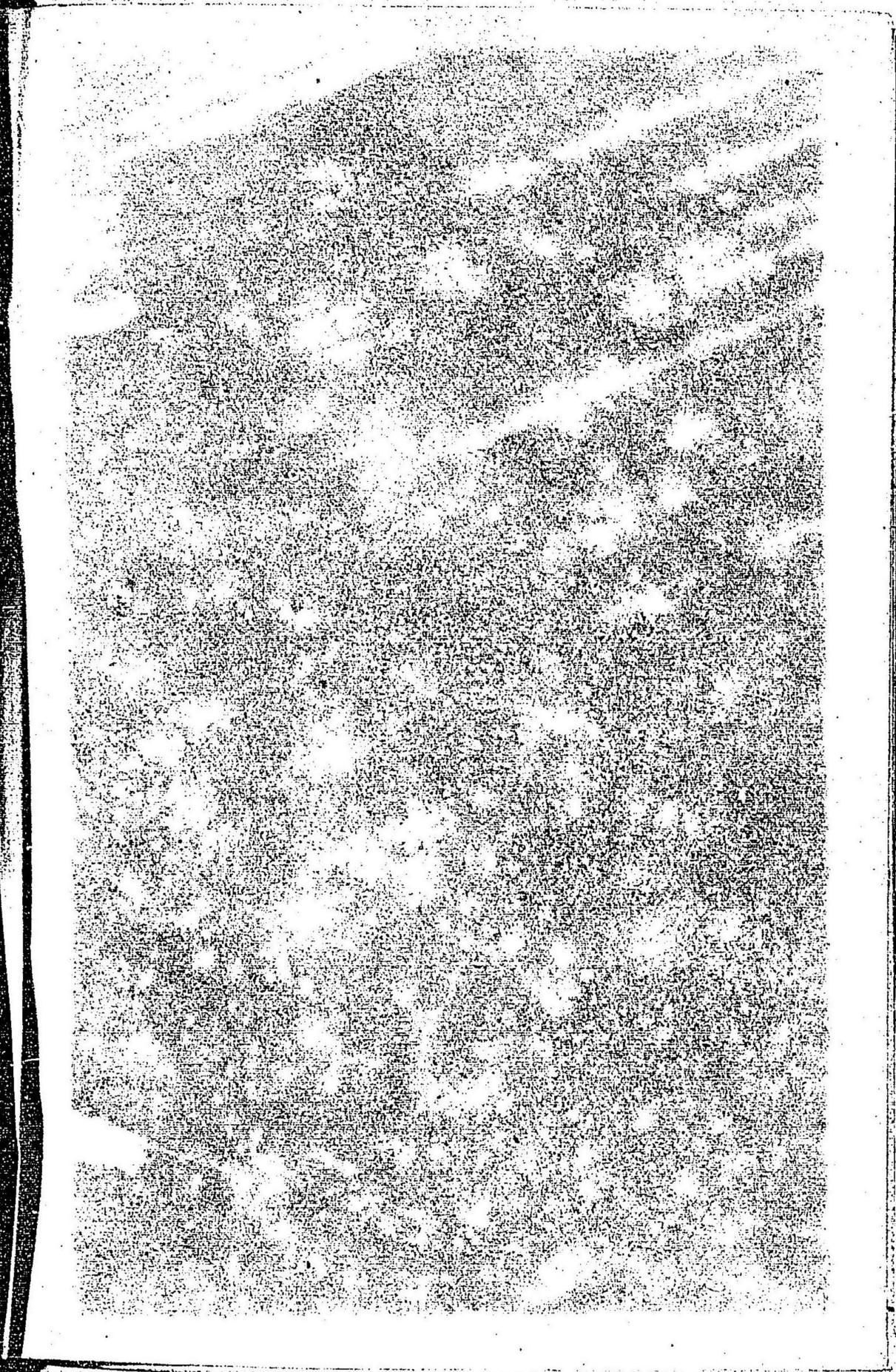
ランスタウン卿は一八九四年を以て本國に歸り、是より以後エルキン伯ギクトル・アレクサンドル・ブルース(Victor Alexander Bruce)一八九四年—一八九八年、カーゾン男ジョルジ・ナサニエル(George Nathaniel, Baron Curzon of Kedleston)一八九八年以後相吹いて印度を統治し以て今日に至れり。

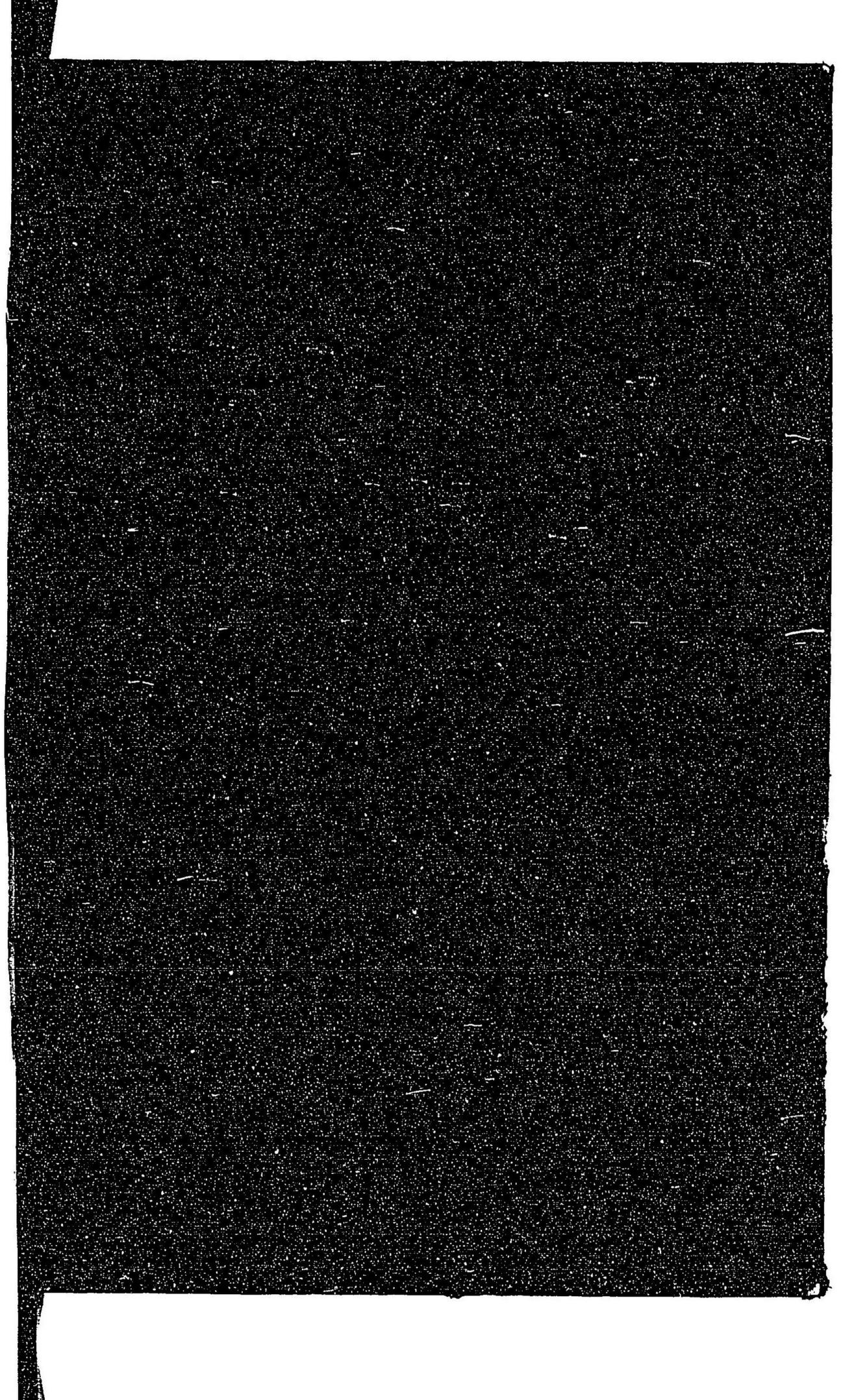
印度史終



GANNANDO-SHOTEN
NANDA TOKYO
店書室南巖

46.50





003454-000-5

225-Ta329i

印度史

高桑 駒吉/著

M36

ACC-2148



